

和歌山県報

発行和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

〇 告示

831 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

(環境管理課).....1

告示

和歌山県告示第831号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に 基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成29年 9月1日から施行する。

なお、平成24年和歌山県告示第124号(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制 基準)は、平成29年8月31日限り廃止する。ただし、平成29年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の 変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cci、Ccj、Cco、Cn、Cni、Cno、Cp、 Cpi及びCpoの値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成31年3月31日までの間は、なお従前の とおりとする。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適用する地域

化学的酸素要求量については、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「特別措置 法」という。)第5条第1項に規定する区域のうち和歌山県の区域

窒素含有量及びりん含有量については、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。)別表第2第3号ホに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	Lc=Cc • Qc×10 ⁻³
2	昭和55年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次の各項に掲げるものを除く。)	+Ccj • Qcj +Cco • Qco) ×10 ⁻³
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。)	Lc=(Cci · Qci +Ccj · Qcj +Cco · Qco) ×10 ⁻³
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

	前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。)	
6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業所場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。)	+Ccj • Qcj +Cco • Qco) ×10 ⁻³
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。)	
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを含む。)のうち、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされたものを除く。)	+Ccj • Qcj +Cco • Qco) ×10 ⁻³
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。 以下「平成2年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場 となった工場又は事業場(次の各項に掲げるものを除く。)	
10	平成2年改正政令の施行により平成3年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により平成3年4月1日以後	+Ccj • Qcj +Cco • Qco)

	新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は 事業場のうち、平成3年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定 による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出が された特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及 び平成3年改正政令の施行により施行後新たに指定地域内事業場となった工 場又は事業場	+Cco • Qco) ×10 ⁻³
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	
14	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は 事業場のうち、平成9年12月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定 による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出が された特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及 び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった 工場又は事業場	+Cco • Qco) ×10 ⁻³
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	+Cco • Qco) ×10 ⁻³
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-5}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又	+Cco • Qco) ×10 ⁻³

和歌山県報 号外

	は事業場	
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成12年政令第391号。以下「平成12年廃掃法改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成12年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった 工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8 条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定によ る届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされ たもの及び平成12年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域 内事業場となった工場又は事業場	+Cco • Qco)
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	Lc=Cc • Qc × 10 ⁻³
22	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	+Cco • Qco)
23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	Lc=Cc • Qc×10 ⁻³
24	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	Lc=(Ccj · Qcj +Cco · Qco) ×10 ⁻³

(2) 窒素含有量

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	

2	平成14年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	Ln=(Cni · Qni +Cno · Qno) ×10 ⁻³
3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又 は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-1}$
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	Ln=(Cni · Qni +Cno · Qno) ×10 ⁻³

(3) りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	Lp=Cp • Qp×10 ⁻³
2	平成14年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業所となったものを含む。)及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	Lp=(Cpi • Qpi +Cpo • Qpo) ×10 ⁻³
3	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	Lp=Cp • Qp×10 ⁻³
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又	Lp=(Cpi • Qpi

は事業場のうち、平成24年5月25日以後特別措置法第5条第1項若しくは第8 条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規 定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更 がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域 内事業場となった工場又は事業場 +Cpo • Qpo) ×10⁻³

備考

この表に掲げる式において、Lc、Cc、Cci、Ccj、Cco、Qc、Qci、Qcj、Qco、Ln、Cn、Cni、Cno、Qn、Qni、Qno、Lp、Cp、Cpi、Cpo、Qp、Qpi及びQpoは、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第1については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)別表第2号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第2第1号については、特別措置法第5条第1項に規定する区域に設置されている指定地域内事業場にあって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用し、別表第2第2号及び第3号については、施行令別表第2第3号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用する。

- (1)化学的酸素要求量に係るもの
 - Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cc 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cci 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Ccj 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(3)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cco Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qc 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Qci 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量(Qcjを除く。))(単位 1日につき立方メートル)
 - Qcj 平成3年7月1日 (12の項にあっては平成3年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成12年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日、24の項にあっては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)
 - Qco 特定排出水の量(Qci及びQcjを除く。)(単位 1日につき立方メートル)
- (2)窒素含有量に係るもの
 - Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cn 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cni 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルに つきミリグラム)
 - Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

- Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
- Qni 平成14年10月1日 (4の項にあっては平成24年5月25日) 以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (単位 1日につき立方メートル)
- Qno 特定排出水の量 (Qniを除く。) (単位 1日につき立方メートル)
- (3) りん含有量に係るもの
 - Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cp 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Cpi 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルに つきミリグラム)
 - Cpo Cpと同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Qpi 平成14年10月1日 (4の項にあっては平成24年5月25日) 以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (単位 1日につき立方メートル)
 - Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

別表第1 (1)化学的酸素要求量

				17	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	§要求量	(単位	リットレ	につまい	リグラム)				
霽	1100000000000000000000000000000000000		(1)				(2)				(3)			
海市	条種での他の区分	E	(口)	3	(1)	E	(口)	(\(\)	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	· 一
2	<u>畜産農業</u>	100	90	66	06	80	80	80	80	70	70	70	70	
8	天然ガス鉱業	70	70	09	09	20	09	09	09	70	09	09	09	
4	非金属鉱業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
2	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加 工品製造業	50	50	50	50	20	50	20	50	40	40	40	40	
9	6 乳製品製造業	90	50	35	30	40	40	30	30	30	30	30	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄 (3) (イ) 及び(ロ)の値は、それぞれ、40、40とする。
2	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	09	09	09	20	20	20	20	50	40	40	40	40	
	8 水産缶詰・瓶詰製造業	20	50	20	40	20	20	20	40	40	40	40	30	
6	寒天製造業	65	09	55	22	65	22	22	25	65	22	22	22	
10	10 魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	40	30	40	40	30	30	30	30	30	20	
11	水産練製品製造業(前項に掲げる ものを除く。)	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	50	50	50	40	40	40	30	30	30	30	30	20	
13	13 冷凍水産食品製造業	50	50	50	40	50	20	40	40	40	40	40	30	

整理	光年とかからでい		(1)		学的酸	秦要求 量	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) 	1リットル	につき	リグラム	(3)			拼
	米角でくるのと	E	(口)	3	<u> </u>	3	(п)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	
41	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	09	09	60	50	50	20	40	40	40	40	40	30	
15	野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食 料品製造業	85	85	65	50	09	09	40	40	09	50	40	30	
16	野菜漬物製造業	70	09	50	40	20	20	40	40	40	40	40	30	
17	味そ製造業	80	80	80	70	80	80	70	70	20	20	20	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	80	80	80	02	80	08	70	02	20	20	20	20	
6	19 うまみ調味料製造業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
20	ソース製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
21	食酢製造業	09	09	50	40	20	20	40	40	40	40	30	30	
2	22 砂糖精製業	70	09	50	40	09	20	40	40	40	40	30	30	
23	ぷどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	80	65	50	09	09	20	50	40	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	20	50	50	40	40	40	40	30	30	30	20	20	
26	生菓子製造業	09	09	09	50	20	50	20	40	40	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	50	40	40	20	20	40	40	40	40	40	30	

			(L)	学的酸	秦要求量	学的酸素要求量(単位 1リットレにつきミリグラム)	1リットル	パンキミ	リグラム				
整理 業種をの外の区公		.)	(1)			(2)	((3)			班
	3	(口)	3	<u> </u>	3	(口)	3	<u> </u>	5	(n)	3		
28 米菓製造業	09	09	20	40	09	09	20	40	20	20	20	40	
パン・菓子製造業(整理番号25の 29 項から前項までに掲げるものを除 く。)	50	50	50	40	20	50	40	40	40	40	40	40	
30 植物油脂製造業	09	09	09	50	20	20	40	40	40	40	40	30	
31 動物油脂製造業	50	20	20	40	20	20	40	40	40	40	40	30	
32 食用油脂加工業	20	20	20	40	20	20	40	40	40	40	30	30	
33 剤製造業	09	09	09	09	09	09	09	09	20	50	50	20	
34 穀類でんぷん製造業	09	09	09	50	09	09	20	20	20	20	20	40	
35 めん類製造業	0.2	09	20	40	40	40	40	30	40	40	40	30	
37 豆腐·油揚製造業	09	09	09	45	40	40	40	30	40	40	40	30	
38 あん類製造業	0.2	70	09	09	0.2	70	09	09	09	09	09	20	
39 冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	30	30	30	20	30	30	20	20	
40 老う(惣)菜製造業のうち煮豆の製 造に係るもの	50	50	40	30	40	40	40	30	40	40	30	30	
41 清涼飲料製造業	60	50	40	30	40	40	30	20	30	30	30	20	
42 果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
_										1			

	舗 苑													
Τ		(=)	30	30	20	20	20	20	20	20	30	70	06	40
	F	(<)	30	40	20	20	20	30	20	20	30	70	06	40
(3)	(c) -	(D)	40	40	30	30	30	30	30	30	20	80	100	20
74)	-	5	40	40	30	30	30	30	30	30	09	08	100	20
化字的酸素要求量(単位 1Jットルにつきミリクフム) 			30	30	30	20	20	20	20	20	30	80	06	40
777(2)	F	(=)	30	40	30	20	20	30	20	20	30	80	90	40
(2)	(7)	(3)	40	40	40	30	30	30	30	30	50	80	100	20
(重(重	_	(口)	40	40	40	30	30	30	30	40	09	82	100	20
※素要 		3												
() () ()		$\widehat{\Box}$	30	40	30	20	30	20	30	30	30	80	90	40
		3	30	50	40	20	30	20	40	30	30	80	90	40
(1)		(口)	40	09	50	30	30	30	50	40	50	80	100	50
		5	40	7.0	09	30	30	30	50	40	09	85	100	50
1	業種その他の区分		ビール製造業	44 清酒製造業	45 蒸留酒・混成酒製造業	インスタントコーヒー製造業	47 配合飼料製造業	48 単体飼料製造業	49 有機質肥料製造業	50 たばこ製造業	生糸製造業(副蚕糸精練業を含 む。)	繊維工業(整理番号51の頃に掲げ るもの及び衣服その他の繊維製品 に係るものを除く。以下同じ。)で 整毛工程に係るもの	57 繊維工業で麻製繊工程に係るもの	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(の)技き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程以下「染色整理工程付持加工、資本等を開工を開工を付売が、)を含む。これを表して、
H 32	難っ	布	43 F	44 }	45 🖟	46	47 🖟	48]	49 ;	50 7	$51\frac{4}{3}$	55 多	57 j	80 CC BE

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) (3)	(a) (b) (c) (d) (d) (b) (e) (d) (d) (d) (d) (d) (d)	機械染色整理工 程付帯加工処理 ご係るもの(前項に く。)	7手加工染色整理 工程付帯加工処 100 100 90 90 100 100 90 90 100 100 90 90 90 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	繊維・糸染色整 理工程付帯加工 100 80 50 50 80 70 50 50 70 50 50 50	ト・レース染色整理 工程付帯加工処 100 80 50 50 60 60 50 50 60 60 50 50 50	#維品染色整理工程付帯加工処理 110 100 90 90 100 100 90 90 95 95 90 90 90 55 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	装布製造工程に係 80 80 70 70 80 80 70 75 75 70 60	ルト製造工程に係 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 40 50 60 40 40	<u>き</u> りした織物及び防 三工程に係るもの - 工程に係るもの	2製衛生材料製造 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 40 50 60 40 40 40	機維工業(整理番号55の項から前 80 30 30 40 40 30 30 40 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30
Allegate to the transfer	業種その他の区分	繊維工業で織物機械染色整理工 程(染色整理工程付帯加工処理 担程を含む。)に係るもの(前項に 掲げるものを除く。)	繊維工業で織物手加工染色整理 工程(染色整理工程付帯加工処 理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整 理工程(染色整理工程付帯加工 処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理 工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で繊維維品染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理 工程を含む。)に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係 るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係 るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防 水した織物製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製衛生材料製造 工程に係るもの	弾らや近の55号 暴亜羅) 業工繋 簿

			l							
	推			接着機洗浄水を循環するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、10、30、30、30、0、30、10、20、20、10とする。						
		(=	40	40	20	60	60	50	80	80
	(8)	(\(\sigma\)	40	40	20	09	0.2	50	08	08
	(3)	(口)	09	40	25	70	70	60	80	06
リグラム)		E	70	40	30	70	0.2	09	80	06
につきい		(=)	40	40	20	70	09	50	80	80
1リットルにつきミリグラ		3	40	40	20	70	70	50	08	80
	(2)	(口)	09	40	25	80	70	09	80	06
化学的酸素要求量(単位		5	02	40	30	80	20	09	08	06
5的酸素		(=)	40	40	20	20	09	20	80	80
化净		(3)	20	40	20	70	70	20	08	08
	(1)	(口)	09	40	25	80	70	09	80	06
		S	02	40	30	80	0.2	09	08	06
	が対の多の対象	米価で 50個の 6.刃	一般製材業又は木材チップ製造 業	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	75 木材薬品処理業	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で溶解パルプ製造工 程に係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でサルファイトパルプ 製造工程に係るもの	がルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドパルプ製造 工程、リファイナーグランドパルプ 製造工程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらレケミグランド 79パルブ製造工程又は未さらしセミ ケミカルパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で2らレケミグランドパ ルプ製造工程 前工程の未さらし ケミグランドパルプ製造工程を含 む。)又はさらしセミケミカルパルプ 製造工程 (前工程の未さらしセミケミカルパルプ
	整理	番 中	69	71	75	76 #	¥ 2.2	87	62	80 人本 人人込 動 川 ラ

		軍		精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものに あっては、第3欄(1)及び(3)の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、90、80、80、80、70、60、60とする。					
		<u> </u>	40	— 株 女 O O O	20	80	0.2	40	20
		3	40	09	50	80	70	40	20
	(3)	(口)	50	0.2	09	06	80	50	30
1リットルにつきミリグラム)		E	50	0.2	09	06	80	50	30
につき		<u> </u>	20	0.2	09	06	100	40	20
1リットル	(3	50	0.2	09	06	100	40	20
[単位	(2)	(口)	60	80	09	100	110	50	30
化学的酸素要求量(単位		5	09	80	0.2	100	110	50	30
学的酸素		<u> </u>	09	0.2	09	06	100	50	30
(L)	(3	9	0.2	09	100	100	50	30
	(1)	(口)	70	80	09	110	110	09	35
		E	70	80	70	110	110	09	40
	2 过分 至分 内界半	来種との色の区分	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらレクラフトパル プ製造工程に係るもの(次項に掲 げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらレクラフトペルプ 製造工程(前工程の未さらレクラフトペルプリン・アップをいかですができた。)に係る もの、アルプ製造工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とするパ ルプ製造工程に係るもの(次項に 掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とし脱イ ンキ又は漂白を行うパルプ製造工 程(前工程の離解工程を含む。) に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で木材又は古紙以外 のものを原料とするパルプ製造工 程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドパルプ、リ ファイナーグランドパルプスは サーモメカニカルパルプを主原料 とする洋紙製造工程(前工程のグ ランドパルプ、リファイナーグランド パルプスはサーモメカニカルパル ブ製造工程を有するものに限る。) に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で洋紙製造工程に係 るもの(前項に掲げるものを除く。)
	整理	海市	81	82	83	84	85	86	87

				7	学的酸	化学的酸素要求量(単位		1リットレにつきミリグラム)	につまい	リグラム	·			
整理	ウベルタのアルを発		(1)				(2)				(3)			華水水
中	未催てい他の合分	E	(口)	(\(\)	(=)	E	(口)	3	<u></u>	E	(口)	(\(\)	(=)	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で板紙製造工程に係 るもの	20	45	40	40	50	45	40	40	50	45	40	40	
89	89 機械寸き和紙製造業	0.2	09	09	09	70	09	09	09	0.2	09	09	60	パルプ製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、70、60、80、70、60、60、60とする。
90	90 手寸さ和紙製造業	100	100	06	06	100	100	06	06	100	100	06	80	
91	塗工紙製 浩業	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
92	92 段ボール製造業	20	40	40	40	20	40	40	40	30	30	30	30	
93	重包装紙袋製造業	08	80	0.2	0.2	80	08	70	0.2	80	80	0.2	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	20	50	20	40	20	20	20	40	20	20	50	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるもの を除く。)	06	06	80	80	06	06	80	80	70	70	09	60	
26	パルプ製造業、紙製造業又は紙 加工品製造業(整理番号76の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	30	25	20	20	30	25	20	20	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70	09	50	70	09	20	20	70	09	50	50	
101	製版業	09	09	09	50	60	09	20	50	09	09	50	50	
102	102 窒素質・りん酸質肥料製造業	20	50	40	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
ĺ														

					化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	素要求量	(単位	1リットル	んじつか	ミリグラ				
整理	業権その他の区分		(1)				(2)				٠	(3)		無
番		5	(口)	(3)	(=)	5	(口)	\mathcal{L}	(=)	7	(口)	3	$\widehat{\exists}$	
103	3 複合肥料製造業	40	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	30	C
104	化学肥料製造業(前2項に掲げる 4ものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	C
105	5ソーダ工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	C
106	6 電炉工業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	C
10	107 無機額料製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20		黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、 20 それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、 60、60、60、60、50とする。
10	無機化学工業製品製造業(整理 108 番号105の項から前項までに掲げ るものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	30	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50とする。。。。 50、50、50、50、50とする。。 50、50、50、50、50とする。 50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、5
10	石油化学系基礎製品製造業で脂 109 防族系中間物製造工程に係るも の	0.2	7.0	09	09	0.2	7.0	09	09	50	50	40	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、150、150、150、150、150、150、150、150、150、15

1				7	学的酸素	§要求量	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	リットル	につない	リグラム)				
HH11	はまります。		(1)				(2)				(3)	_		
番号	楽種その他の区分	9	(口)	(\(\)	(=)	9	(口)	(\(\)	(=)	E	(口)	3	(=)	無 为
==	115 脂肪族系中間物製造業	0.2	0.2	0.2	09	0.2	0.2	09	09	09	09	50	20	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、220、220、220、220、210、210、210、210、200、190、190とする。 250、220、220、220、220、210、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、110、100、100、100、90、80、80、100、90、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、140、140、140、140、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
117	※工 操 法	130	130	130	120	120	120	120	110	120	120	120	110	
118	コールタール製品製造業	130	130	120	120	130	130	120	120	130	130	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	09	09	09	9	09	09	09	20	40	40	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200、30 200、200、200、190、190、190、200、200、190、190とする。
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジェン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、70、70、60、60、50、50、50とする。 (2)硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序にだい。70、70、70、70、60、60、60、60、60、60、60、50、50とする。

					2学的酸:	素要求量	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	1リットル	につき	リグラム				
	挙編その他の区分			(1)			(2)				(3)			無
		3	(口)	(m)	(=)	3	(ロ)	3	$\widehat{\exists}$	E	(口)	(>)	(=)	
129 塗	途料製造業	50	50	50	50	20	50	40	40	50	50	40	40	
印刷	130 印刷インキ製造業	20	50	40	40	20	20	40	40	40	40	30	30	
131 医氵	医薬品原薬·製剤製造業	100	100	100	06	06	06	06	80	70	70	70	70	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3 欄(3)の値は、同欄の順序に従い、90、90、90、80とす る。
132 医到	医薬品製剤製造業	70	09	50	40	09	20	40	30	40	40	30	30	
133 生4	生物学的製剤製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
134 生	生薬・漢方製剤製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
135 動作	動物用医薬品製造業	0.2	02	09	09	02	70	09	09	09	09	50	20	
*	136 火薬類製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、 60、60、70、70、60、60、60、50、50とする。
137 農	農薬製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
138合月	合成香料製造業	130	130	130	120	120	120	110	110	120	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを 除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
ゼラ 仕ラ 仕ラ	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	

				7	学的酸	素要求量	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	1リットル	につず	リゲラム	3			
整理	(1) (1) の野婦]	(1)			(2)				(3)	(E)		
番号	楽種での他の区分	E	(口)	3	(1)	E	(口)	3	<u> </u>	Z	(口)	(<)	(=)	一
143	写真感光材料製造業	15	15	15	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
144	天然樹脂製品·木材化学製品製造業	20	50	40	40	50	20	40	40	20	50	40	40	
145	145 イオン交換樹脂製造業	170	170	170	170	170	170	170	160	140	140	130	130	
146	化学工業(整理番号102の項から 前項までに掲げるものを除く。)	20	09	50	40	50	20	40	40	50	50	40	40	
147	147 石油精製業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、40、40、40、40、40、60、30、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50
148	潤滑油製造業(前項に掲げるもの を除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、
149	コークス製造業	190	190	190	180	190	190	180	180	100	100	100	90	
150	150 石油コークス製造業	80	80	70	70	80	80	7.0	70	09	09	20	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	15	15	10	10	15	15	01	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	0.2	0.2	0.2	09	50	20	20	20	20	20	20	50	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるも のを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
154	154なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	
155	155 毛皮製造業	60	60	09	60	60	09	09	9	60	9	60	60	

				化;	学的酸氢	化学的酸素要求量(単位		1リットルにつきミリグラム)	につき	リグラム				
整理	業権をの他の区分		(1)				(2)				(3)			垂
号		E	(口)	3	$\widehat{\exists}$	5	(口)	3	$\widehat{\Box}$	5	(口)	(>)	(=)	
156	156 板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
157	板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
158	158 ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
159	159 ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造 業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造 業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同 製品製造業	09	09	20	50	09	09	20	20	09	09	20	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項 に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号 156の項から前項までに掲げるもの を除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
.65	165 生コンクリート製造業	15	15	10	10	15	15	10	10	15	15	10	10	
.66	166 コンクリート製品製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げ るものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
89	168 黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
Ī														

益			(1)		学的酸素	化学的酸素要求量(単位 		1リットルにつきミリグラム)	につずい	リグラム	(3)			
室 英	業種その他の区分				1	t	(2)	r	\dagger	ľ	3			舗 冼
Ħ C		3	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u>:</u>	E	(口)	3	(=)	
169	169 砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
17(170 鉱物•土石粉砕等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
175	172 うわ薬製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
173	173 高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	15	15	15	15	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、40、40、40、40、 40、40、40、40、40とする。
175	175 フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲 6 げるものを除く。)	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉(単独転炉 178を含む。) 又は電気炉(単独電気 炉を含む。)によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及 9 び同183の項に掲げるものを除 く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及 0 び同183の項に掲げるものを除 く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
181	1 冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
182	182 鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
185	183 伸鉄業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

			1E:	化学的酸素要求量(単位	要水量		リットル	1リットルにつきミリグラム)	リグラム				
整理 業権をの他の区分		(1)	(:		-	(2)				(3)			垂
	3	(口)	3	<u> </u>	5	(ロ)	3	<u>[]</u>	2	(口)	3	<u> </u>	
184 磨棒鋼製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
185 引抜鋼管製造業	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
186 仲級業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
187 ブリキ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
188 亜鉛鉄板製造業	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
189 めっき鋼管製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
190 めっき鉄鋼線製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
表面処理鋼材製造業(整理番号 191 187の項から前項までに掲げるもの を除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
192] 鍛鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
193 (鍛工品製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
194 鋳鋼製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 195 番号1 <i>97の</i> 項に掲げるものを除 く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196 鋳鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
197 可鍛鋳鉄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

				4	化学的酸素要求量(単位	長要求量		1リットル	パンギ	1リットレにつきミリグラム)				
内型	米舗ターの名のでい		(1)				(2)				(3)			垂
-1-		9	(口)	(<)	(=)	E	(口)	3	(=)	5	(口)	(\(\zeta\)	<u> </u>	
L 86	198 鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前)項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
ı ŏ	200 非鉄金属製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
201	電気めっき業	09	09	90	40	09	09	20	40	50	50	50	40	
- ~~	202 のを除く。)	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
203	3一般機械器具製造業	30	25	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
7	204 電子回路製造業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
\simeq	206 輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
	207 精密機械器具製造業	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
\simeq	208 ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
<u>~</u>	209 下水道業	09	55	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、25、20、15とする。

				(L:	学的酸氢	化学的酸素要求量(単位		1リットルにつきミリグラム)	につき	リグラム				
盤 田	業権その他の区分		(1)			-	(2)	 			(3)			垂淅
海		5	(口)	3	<u> </u>	5	(ロ)	3	<u> </u>	5	(口)	3	<u> </u>	
210	0 空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29 1年法律第160号)第6条に規定する 施設をいう。)	40	40	30	30	40	40	30	30	30	30	20	20	
212	2 弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	09	20	09	09	20	40	20	50	40	30	
21;	213 飲食店	70	70	09	50	09	09	50	40	40	40	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、20とする。
214	4 宿泊業	70	09	50	50	09	50	40	40	40	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、20、30、40をする。
215	5 リネンサプライ業	09	09	50	40	20	20	20	40	40	40	30	30	
216	. 洗濯業(前項に掲げるものを除 5 <。)	09	09	20	40	50	20	50	40	40	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含 む。)	70	09	09	09	02	09	09	09	70	09	09	60	
219	9 自動車整備業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
22(220 病院	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、20とする。

				17	学的酸素	吴要 水量	化学的酸素要求量(単位 1リットレにつきミリグラム)	リットル	につずに	リグラム				
	が対しなりとは		(1)				(2)		П		(3)			垂水水
	米(里でで)四く)ムガ	5	(ロ)	3	<u> </u>	5	(ロ)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	
	223 0を除く。)	50	50	50	50	20	20	20	20	40	40	40	40	(1) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、50、30、30、30、30とする。50、50、50、50、50、30、30、30とする。40(2)嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚況に確集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、40、40、40、40、35、35、40、40、35、35とする。
-	224ごみ処理業	20	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
225	廃油処理業	30	30	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げる ものを除く。)	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
	227 死亡獣畜取扱業	20	20	20	40	20	20	20	40	20	20	20	40	
228	と査場	09	09	09	50	09	09	20	40	20	20	20	40	
	229 中央卸売市場	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
- ' '	230 地方卸売市場	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法 施行規則(昭和46年総理府、通商 産業省令第2号)第1条の2各号に 掲げるものをいう。)	20	40	30	30	35	35	30	20	30	30	20	20	

				7	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	長要水量	(単位	1リットル	につまご	リグラム)				
整理	米舗と一名のでい		(1	((2)				(3)			排
番 中	木伸てひ心のたガ	E	(口)	(3)	<u> </u>	E	(口)	3	$(=) \hspace{1cm} (\checkmark) \hspace{1cm} (\exists) \hspace{1cm} (\checkmark) \hspace{1cm} (\exists) \hspace{1cm} (\checkmark) \hspace{1cm} (\exists) \hspace{1cm} (\checkmark) \hspace{1cm} (\exists) \hspace{1cm} ((+) \hspace{1cm} (=)$	E	(口)	3	<u> </u>	
	V → (20-47 20-47 ← (20-4 € 0.0 € 0.0 ± 20-40#													(1)生活排水処理に係るものにあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、25、60、50、 40、25、60、50、40、25とする。
232	232 整牲番 存2の項がら削損までに分類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(2) 上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係る ものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に 従い、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20と する。

備考 この表において、化学的酸素要求量の項中(1)から(3)まで及び(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1)Qc又はQco(特定排出水の量(Qci及びQcjを除く。))に対するC値(Cc又はCco)

(2) Qci (昭和55年7月1日にの日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それ ぞれ知事が定める日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場

に係る場合にあっては、特定排出水の量(Qcj を除く。)))に対するC値(Cci)

(3) Qoj(平成3年7月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施 設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量))に対するC値(Ccj)

イ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

			松	窒素含有量(単位	(単位 1リン	ットントにつき	1リットルにつきミリグラム)			
整理	光年とかいてい		(1)	((2)	(
海市	楽価さの心の区分	E	(口)	(3)	<u> </u>	E	(口)	(3)	<u>(1</u>	重 介
2	育産農業	85	80	75	70	70	65	09	09	
3	3 天然ガス鉱業	80	75	70	65	70	65	09	90	
4	非金属鉱業	15	15	15	15	15	15	15	15	
5	5 部分内・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	20	20	20	45	25	25	25	20	
9	6 乳製品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
7	' 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	20	20	20	20	
8	8 水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
9	寒天製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
10	角肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
11	. 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	35	35	35	20	20	20	20	
12	: 冷凍水産物製造業	55	20	45	45	15	15	15	15	
13		55	20	45	45	40	40	40	35	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに 掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	50	45	45	30	30	30	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
16	16 野菜漬物製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	

(2) 窒素含有量

			崧	窒素含有量(単位		ルルにつぎ	1リットルにつきミリグラム)	(
を開い	業権その名の区分	-	(1)			-	(2)	(垂
中		5	(口)	3	<u> </u>	3	(口)	3	<u> </u>	
17	17 味そ製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
18	18しょう油・食用アミノ酸製造業	09	22	20	45	35	35	35	35	
19	19 うまみ調味料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
20	20 ソース製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
21	食酢製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
22	22 砂糖精製業	25	25	20	20	15	15	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	30	30	30	30	15	15	15	10	
24	24 小麦粉製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
25	25/ペン製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
26	26 生菓子製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
28	28 米菓製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
29	29 ペン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに 掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	10	
30	30 植物油脂製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
31	31 動物油脂製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
32	32 食用油脂加工業	25	25	20	20	15	15	15	10	

			靐	素含有量(窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ルルにつぎ	きミリグラム	(
整理	(水)	•	(1)	((2)	(垂
中	大量での四のカル	9	(ロ)	3	11	E	(口)	3	<u> </u>	
33	33 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
34	34 穀類でんぷん製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
35	35 めん類製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
37	豆腐,油揚製造業	40	35	30	30	25	25	25	20	
38	38 あん類製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
39	39 冷凍調理食品製造業	35	35	30	30	20	20	20	20	
40	40 そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
42	果実酒製造業	25	25	20	20	20	20	15	10	
43	ビール製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
44	44 清酒製造業	20	20	20	20	20	20	15	10	
45	45 蒸留酒·混成酒製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
46	46 インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
47	47 配合飼料製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
48	48 単体飼料製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
								-		

番号 49 有機質肥料製造業 50 たばこ製造業 50 たばこ製造業 50 たばこ製造業(副蚕糸精練業を含む。) 51 生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) 51 生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) 52 の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整 53 の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整 54 無工業で年機物機成染色整理工程(のり抜き、精 機悪工業で保験機工程に係るもの 4 帯して行われる加工やの他の染色整理工程(付 4 帯して行われる加工やの他の染色整理工程(付 58 帯して行われる加工やの他の染色整理工程(付 4 帯して行われる加工や理工程(以下「染色整理工程 付帯加工処理工程と含む。)に係るもの 60 繊維工業で綿が繊維・染色整理工程(染色整理工 60 機維工業で綿が繊維・染色整理工程(染色整理工 61 種付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 62 機維工業で綿が繊維・染色整理工程(染色整理工程 64 機構工業で綿が繊維・染色整理工程(染色整理工程 65 機構工業で綿が繊維・染色整理工程(染色整理工程 66 機構工業で綿が繊維・染色整理工程(染色整理工程 66 機構工業で綿が繊維・洗染色整理工程(染色整理工程 66 機構工業で綿が繊維・洗染色整理工程(染色整理工程 66 機構工業で綿が繊維・洗染色整理工程(染色整理工程 66 機構工業で綿が繊維・洗染色整理工程(染色整理工程 66 機構工業で綿が繊維・洗染色整理工程(染色整理工程 66 機構工業で編維維品染色整理工程を含む。)に係るもの 66 機構工業で繊維維品染色を発生工程(染色整理工程		Çiri	窒素含有量(単位		シケントにつ	1リットル につきミリグラム)			
本性でいたの方の 有機質肥料製造業 (生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) (生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) 繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服そ の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整 も工程に係るもの (機能工業で新製繊工程に係るもの (機能工業で・主織物機械染色整理工程(か下染色整理工程 付帯加工処理工程という。)を含む。)に係るもの (横着加工処理工程を含む。)に係るもの (横維工業で織物・無・光染色整理工程(染色整理工程 は存帯加工処理工程を含む。)に係るもの (機・工業で編が、機能・糸染色整理工程(染色整理工程 は付帯加工処理工程を含む。)に係るもの (機・無・素でニット・レース染色整理工程(染色整理工程 を持つが、) (機・一大なりを) (機・一大なりを) (機・一大なりを) (機・一大なりを) (機・一大なりを) (機・一大なりを) (は、一大なりの) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりか) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりを) (は、一大なりの) (は、一大なりの) (は、一大ない) ()	(1)			(2)	(班
49 有機質肥料製造業 50 たばご製造業 機能工業(整理番号51の頃に掲げるもの及び衣服そ 55 の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整 毛工程に係るもの 4 標環日、シルケット加工をの他の染色整理工程(つり抜き、精 機工業で稀製繊工程に係るもの 特別工処理工程(以下「染色整理工程(付 持加工処理工程ともう。)に係るもの (対表ものを除く。) (対表ものを除く。) (2	(口)	3	(1)	Ē	(ロ)	(3)	(=)	二 九
50 たばご製造業(副蚕糸精練業を含む。) 繊維工業(副蚕糸精練業を含む。) 繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服そ 毛工程に係るもの (新羅工業で毛織物機械染色整理工程(の)抜き、精 練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付 精神加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの (前項に掲 付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲 げるものを除く。) (積和工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲 は不まで綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工 (2) を付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲 は一、12をのを除く。) (2) を発達を含む。)に係るもの(前項に掲 は、12をのを除く。) (2) を発達を含む。)に係るもの (2) を整理工程(染色整理工程(染色整理工程(な色を (3) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの (4) を発達を含む。)に係るもの	30	0 25	5 20	20	20	20	15	10	
51 生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) 繊維工業(整理番号51の頃に掲げるもの及び衣服そ 毛工程に係るもの 41 年工程に係るもの 42 (14 年) 52 砂他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整 42 年1 程に係るもの 43 様雅工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精 43 様源白、シルケット加工その他の染色整理工程 63 付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの (前項に掲 がるものを除へ。) 64 機維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程 (対るものを除へ。) 65 機維工業で織物機械・糸染色整理工程(染色整理工程 (24 色整理工程(24 色整理工程(24 色整理工程(24 色整理工程) 4 機維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(24 色整理工程(24 色整理工程) 6 を目が帯加工処理工程を含む。)に係るもの 6 を目が帯加工処理工程を含む。)に係るもの	30	0 25	5 20	20	15	15	15	10	
繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服そ 55 の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整 毛工程に係るもの 57 繊維工業で麻製繊工程に係るもの 繊維工業で麻製繊工程に係るもの 68 構造、シルケット加工その他の染色整理工程に付 精力で行われる加工処理工程(以下「染色整理工程 付帯加工処理工程という。)を含む。)に係るもの (ずるものを除く。) (でありを除く。) (でありを除く。) (でありを除く。) (なものを除く。) (なものを除く。) (なものを除く。) (なものを除く。) (なものを除く。) (なものを除く。) (ないないは、一人ないのであるもの。)に係るもの (ないないは、一人のないのである。) (ないるとない。)に係るもの (ないるとない。) (は、いるとない。)	30	0 25	5 20	20	20	20	15	10	
57 繊維工業で麻製繊工程に係るもの 繊維工業で毛織物機械染色整理工程(の9抜き、精 練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付 付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの 横離工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程 げるものを除く。) 繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程 は、まで綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程 を目付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲 は、まで綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程 を目付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程 も1 工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程 を1 工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 機能工業では無ないして、また。 1 に係るもの	及び衣服そ]じ。) で整 30	0 25	5 20	20	15	15	15	10	
繊維工業で毛織物機械染色整理工程(の9技き、精 練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付 特票白、シルケット加工を型工程(以下「染色整理工程 付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの 機維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程 げるものを除く。) 機維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程 (ならのを除く。) は保持加工処理工程を含む。)に係るもの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	25	5 25	5 20	20	15	15	15	10	
	10抜き、精 整理工程 系るもの	0 20	0 50	20	15	15	15	10	
	.整理工程 前項に掲 30	0 30	30	25	15	15	15	15	綿織物捺染工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、80、80、55、55、55、55とする。
	:色整理工 30	0 25	5 20	20	20	20	15	10	
	染色整理 3の	5 25	5 25	25	15	15	15	15	
63 機維工業で機維雑品染色整理工程(染色整理工程) 付帯加工処理工程を含む。)に係るもの64 繊維工業で不締布製浩工程に係るもの	4.色整理工 30	0 25	5 20	20	20	20	15	10	
64 繊維工業で不織布製造工程に係るもの] 整理工程 30	0 25	5 20	20	20	20	15	10	
	30	0 25	5 20	20	20	20	15	10	

			棚(窒素含有量(単位		プトにつぎ	1リットルにつきミリグラム)			
	挙編その他の区分		(1)				(2)			垂
		E	(口)	3	<u>[]</u>	3	(口)	3	<u> </u>	
敗維工	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	25	20	20	15	15	15	10	
数維工学工程を	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造 工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
敗維工	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	30	25	20	20	15	15	15	10	
繊維工業()のを除く。)	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるも のを除く。)	25	25	20	20	20	20	15	10	
-般數	般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
が板製にボーンボー	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティク ルボード製造業	25	25	20	20	20	20	15	10	
△材薬	75 木材薬品処理業	30	25	20	20	15	15	15	10	
プイン アンバップ・アンバック	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解 パルブ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
パパプ	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル ファイトパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
パルプ ンドパル 造工程 ろむの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
パルプ らしケミク カルパル を除く。)	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
いたが、アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし ケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグ ランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカ ルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパ ルプ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	

		恕	[素含有量(単位		シトルにつ	1リットルにつきミリグラム)			
ンゴッカッカ非米		(1)	((2)	(推
未催てい他の公ガ	Z	(口)	(\(\)	(≡)	(<i>Y</i>)	(口)	(\(\)	<u>=</u>	
パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さ81らレクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし82クラフトパルプ製造工程(前工程の末さらしクラフトパルプ製造工程(前工程のおさらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
 パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙 83を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙 84を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルブ製造工程 (前工程の離解工程を含む。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材85又は古紙以外のものを原料とするパルブ製造工程に 係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ リファイナーグランドバルブ 以まサーモメカーカルパルプを上原料とする洋紙製造工程(前工サーモメカニカルパルプリファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙 製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙 製造工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
89 機械すき和紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
90 手寸き和紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	

整	ひとのおのと野茶		釜(1)	<u>窒</u> 素含有量(単位 (1)		シケンにつ	1リットルにつきミリグラム)			班
	米価での心の方力	E	(口)	(3)	(=)	E	(口)	(<)	$\widehat{\exists}$	
91	途工紙製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
92	段ボール製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
93	重包装紙袋製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
92	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
96	96 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
26	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の頃から前項までに掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
101	101 製板業	30	25	20	20	20	20	15	10	
102	102 窒素質・りん酸質肥料製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	(1)アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれでれる。 でれ同欄の順序に従い、80、75、70、65、40、40、40、40とする。 する。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210、210、210、210、210、210、20、210、800、800、800、800、800、800、800、800、800、8
103	103 複合肥料製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	

_			無	素含有量(窒素含有量(単位 1リットレにつきミリグラム)	トトトにつき	\$ミリグラム)			
整理	が、一般のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		(1)	((2)			并
中	条性でい7世v7ムカ	(7)	(口)	(\(\)	(=)	E	(口)	(\(\)	(=)	
104 化	104 化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
105 >>-	ダ工業	15	15	15	15	15	15	15	10	
106 電	電炉工業	25	20	15	15	15	15	15	10	
107 無	無機顔料製造業	40	40	40	40	30	30	30	30	黄鉛顔料製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ30同欄の順序に従い、700、700、700、700、600、600、600、600、600、600
108 海海	無機化学工業製品製造業(整理番号105の頃から前項までに掲げるものを除く。)	O LG	50	50	920	40	40	40	40	(1)ンパナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限え。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5000、5000、5000、5000、5000、5000、5000、50

			糊	素含有量	(単位 1リ):	ット・レにつき	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)			
整理	2月3年3月2日		(1)				(2)			
番	条件での他の区分	9	(口)	3	(1)	Z	(口)	3	<u>=</u>	か 単
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	45	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、50、45、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	30	30	30	30	25	25	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60,60、60,60、30、30、30、30、30とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程 に係るもの	40	35	30	25	15	15	15	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に 係るもの	25	25	25	25	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、40、40、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機額料製造工程、プラスチック製造工程及び合成すム製造工程を除く。)に係るもの	40	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、55、55、55、55、30、30、30、30とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	15	
115	115 脂肪族系中間物製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、120、40、40、40、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510、510、510、510、500、500、500とする。
116	116 メタン誘導品製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	
117	※ 基本	40	40	40	30	20	20	20	15	
118	コールタール製品製造業	530	530	530	530	410	410	410	410	

			₹#H	素含有量	(単位 10)	ットルにつぎ	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)			
整理	> 过分 500 7 お糸		(1)				(2)			
番号	楽種その也の区分	E	(口)	3	<u> </u>	Z	(口)	3	<u>il</u>	無
119	119 環式中間物・合成染料・有機額料製造業	55	55	55	50	15	15	15	15	塞素又はその化合物を原料として使用するものにあって 15は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、 100、100、100、50、50、50、50とする。
120	120 プラスチック製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用する ものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 い、65、60、55、50、35、35、35、35とする。
121	合成ゴム製造業	45	40	35	30	15	15	15	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用する ものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従 レヽ、65、60、55、50、40、40、40、40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除ん。)	20	70	09	90	15	15	15	15	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85、75、55、35、30、25、20とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、210、210、210、210、210、210、210、210
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に 係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
125	125 合成繊維製造業	15	15	15	15	15	15	15	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、55、50、50、45、40とする。
126	126 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	

海中	お部とのマラン		(1) (1)	至案召月重(単位 (1)		2777	1リットレにつきミリグフム) (2)			班
Ì	米俚でひがらび	9	(口)	(\(\)	<u>=</u>	E	(口)	(\(\)	(=)	
127	石けん・合成洗剤製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	99	20	45	40	15	15	15	15	
129	途料製造業	30	30	30	30	15	15	15	15	
30	130 印刷インキ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	45	45	45	15	15	15	15	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として 使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、120、120、115、100、30、30、30、 25とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	14	
133	生物学的製剤製造業	20	20	18	16	15	15	15	14	
134	生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	15	15	15	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	15	15	15	14	
136	火薬類製造業	35	30	25	20	20	20	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	15	15	15	15	
138	合成香料製造業	35	35	35	35	20	20	20	15	
139 =	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	
40	140 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	

Ę	,		(開)	窒素含有量(単位 (1)		ットンドこう	1リットルにつきミリグラム)			
難っ	業種その他の区分	ŀ	(1)				(2)			無
节		3	(口)	(>)	(=)	E	(口)	(\)	(=)	
142	142 ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	25	25	25	25	15	15	15	15	
143	写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	15	
144	144 天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
145	イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
146	化学工業(整理番号102の頃から前項までに掲げるも のを除く。)	40	35	30	25	20	20	20	15	
147	石油精製業	30	25	20	20	20	20	15	10	
148	148 潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	15	15	15	10	
149	コークス製造業	950	006	800	700	400	400	400	400	
150	石油コークス製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	15	15	15	15	15	15	15	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
154	154なめしかわ製造業	75	65	55	45	15	15	15	15	
155	155 毛皮製造業	20	20	20	20	20	20	20	20	
156	156 板ガラス製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	

異			(1)	素含有量(単位)		ットトにつ	1リットルにつきミリグラム) (2)			
翠 海 型	業種その他の区分									舗 港
,		5	(口)	3	<u> </u>	5	(口)	3	<u></u>	
157	157 板ガラス加工業	20	20	20	20	20	20	15	10	
158	158 ガラス製加工素材製造業	20	20	20	20	15	15	15	10	
159	159 ガラス容器製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
162	162 ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	25	25	20	20	15	15	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除 く。)	30	30	25	20	15	15	15	15	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	25	25	20	20	15	15	15	10	
165	165 生コンクリート製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
166	コングリー{製品製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
167	167 セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	15	15	15	10	
168	,黒鉛電極製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
165	169 砕石製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	
176	170 鉱物・土石粉砕等処理業	25	25	20	20	20	20	15	10	
172	172 うわ薬製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	

			-EMH	素含有量	(単位 1リ)	シトトについ	窒素含有量(単位 1リットレにつきミリグラム)			
整理	かびらならんが米		(1)	((2)	(新
梅	来性でが心ら方	E	(口)	3	(=)	E	(ロ)	(3)	<u> </u>	
173	173 高炉による製鉄業	20	20	20	20	15	15	15	15	(1)コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、950、900、800、700、400、400、400、400、400、400、400、400、4
175	フェロアロイ製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)とは電	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲 げるものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、50、50、50、45とする。
181	181 冷間ロール成型形鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
182	182 鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
183	183 伸鉄業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、50、45とする。
184	磨棒鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、55、55、55、55、50、50、50、45とする。

			- KM	窒素含有量(単位		シトノについ	1リットルにつきミリグラム)			
整理	おおとかがあれて		(1))			(2)	(并
番	米種ての他の区分	5	(口)	(3)	<u> </u>	E	(口)	3	(1)	血
185	185 引拔鋼管製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、45とする。
186	仲祿業	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、45とする。
187	ブリキ製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
188	田鉛鉄板製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
189	189 めっき鋼管製造業	40	35	30	25	15	15	15	15	
190	1901めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、50、50、45とする。
192	鍛鋼製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
193	一般工品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
194	鋳鋼製造業	20	20	20	20	15	15	15	15	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げ るものを除く。)	15	15	15	15	15	15	15	15	
196	196 鋳鉄管製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	
198	198 鉄粉製造業	15	15	15	15	15	15	15	15	

			松	素含有量	(単位 1リ):	ットバにつぎ	窒素含有量(単位 1リットレにつきミリグラム)			
数型	当時代なっています。		(1)				(2)			
海 마	楽権その他の区分	5	(口)	3	<u> </u>	5	(口)	3	(=)	無
196	 	25	25	25	25	15	15	15	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄15の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、55、50、50、50、45とする。
200	200 非鉄金属製造業	35	35	35	35	15	15	15	15	
201	[電気めつき業	30	30	30	25	30	30	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、120、110、100、55、55、55、55、55とする。
202	202 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	25	25	25	20	(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50、40、40、40とする。 (2)アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、90、90、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50
203	3 一般機械器具製造業	35	30	25	20	20	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄 10の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、 20、20、15、10とする。
204	電子回路製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げる 205ものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信 機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	(1)民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、20、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、20とする。
206	206 輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	15	15	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35、35、30、25、20、20、20とする。

整盟 (4) (1) (2) 監報 (4) (4) (7)				築	窒素含有量(単位		1リットレにつきミリグラム)	ミシリグラム	(
特密機模器具製造業	型			(1	((2)	(并进
15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	亭		9	(口)	(%)	(1)	5	(口)	3	<u></u>	
15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	20	7 精密機械器具製造業	15	15	15	15	15	15	15	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第108欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、25、20とする。
40 35 30 25 40 30 12年する施設をい 30 25 25 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	20	8 ガス製造工場	15	15	15	15	15	15	15	10	
30 30 25 25 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	20	9 下水道業	40	35	30	25	40	30	20	10	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15、10、10、20、15、10、10とする。
またする施設をい 30 30 25 25 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15											(2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、55、50、45、60、55、50、45よする。
1年する施設をい 30 30 25 25 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	21	0 空瓶卸売業	30	30	25	25	15	15	15	15	
30 30 25 25 15 15 60 55 50 45 30 30 45 45 45 45 30 30 20 20 20 20 15 15 25 25 25 25 20 20 30 30 25 25 25 20	21	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をい う。)	30	30	25	25	15	15	15	15	
60 55 50 45 30 30 45 45 45 45 30 30 20 20 20 20 20 15 15 25 25 25 25 20 20 30 30	21	2 弁当仕出屋又は弁当製造業	30	30	25	25	15	15	15	15	
45 45 45 45 30 30 20 20 20 20 15 15 25 25 25 25 26 20 20 30 30 30 25 25 25 25 25	21	3飲食店	09	22	20	45	30	30	30	30	
20 20 20 15 15 15 25 25 25 25 20 20 20) 30 30 25 25 25 25 25 20	21	4 宿泊業	45	45	45	45	30	30	30	30	
25 25 25 20 20) 30 30 25 25 25 25 25	21	5 リネンサプライ業	20	20	20	20	15	15	15	15	
30 30 25 25 25 25	21	6 洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	20	20	20	15	
	21	8 写真業(写真現像・焼付業を含む。)	30	30	25	25	25	25	20	15	

			₩	窒素含有量(単位		シントにつぎ	1リットルにつきミリグラム)			
整理	ンゴラモラル男米		(1)				(2)	(
海 中	業種での他の区分	E	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	雇
219	業脚羅車傾貝	25	25	25	25	20	20	20	15	
220	220 病院	09	55	20	45	25	25	25	25	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に 規定する算定方法により算定した処理人員が501人 以上のものに限る。)	09	55	50	45	40	35	30	25	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する表又は建築基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、25、20、15とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に 222 規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201人以上500人以下のものに限る。)	09	55	50	45	50	45	40	35	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する表又は建築基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、35、30、25、20とする。
223	223 し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	09	55	50	45	40	35	30	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、45、40、35、30、25、20、15とする。
224	224 ごみ処理業	30	30	25	25	20	20	20	15	
225	225 廃油処理業	30	30	25	25	15	15	15	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	45	40	40	40	40	35	30	
227	死亡獸畜取扱業	35	30	25	25	25	25	20	15	
228	228 と畜場	09	20	40	30	25	25	20	15	
229	229 中央卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15	

			盎	窒素含有量((単位 1リットルにつきミリグラム)	ハルにつき	ミリグラム)			
整理	米稀~6年6万分		(1)	((2)	(班
海 中	米俚で ひでい ムガ	5	(口)	3	<u>=</u>	E	(口)	(3)	(1)	
230	230 地方卸売市場	30	30	25	25	25	25	20	15	
231	231 各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	25	25	20	15	
232	232 整理番号2の項から前項までに分類されないもの	09	20	40	30	20	20	40	30	

備考 この表において、窒素の項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1)Qn又はQno(特定排出水の量(Qniを除く。))に対するC値(Cn又はCno)

(2)Qni(平成14 年10 月1 日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設

の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量))に対するC値(Cui)

(イ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。 (ロ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。 (ハ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3) りん含有量

			2	りん含有量(単位	単位 10%	ハバにつぎ	1リットルにつきミリグラム)	_		
盤 年 田 日			(1)	((2)	(并
(世 	楽への他の区が	E	(口)	(\./)	(=)	Z	(口)	3	<u> </u>	重
.,	2 畜産農業	10	9.5	6	8.5	6	8.5	∞	∞	
(-)	3 天然ガス鉱業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
7'	4 非金属鉱業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
7.7	5 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	9	9	9	5	
(6 乳製品製造業	8.5	8.5	8.5	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
, ,	7 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	11	11	11	10	5.5	5.5	5.5	5.5	
~	8 水産缶詰・瓶詰製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
3	9 寒天製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
1(10 魚肉ハム・ソーセージ製造業	9	9	5.5	2	3	3	3	3	
11	1 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	7.5	7.5	7.5	7.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
15	12 冷凍水産物製造業	8	8	L	9	5.5	5.5	5.5	5	
15	13 冷凍水産食品製造業	8	∞	2	9	9	9	9	5	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに4 掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	8	8	8	8	4	4	4	4	
16	15 野菜缶詰,果実缶詰,農産保存食料品製造業	7.5	7.5	7.5	7.5	33	3	3	3	

- 50 **-**

番号 16 野菜漬物製造 17 味そ製造業 18 しょう油・食用 19 うまみ調味料料 20 ソース製造業 21 食酢製造業 22 砂糖精製業	業種その他の区分 野菜漬物製造業 味そ製造業 しょう油・食用アミノ酸製造業	E	(1)	_						
0 5 0 0	型 	E					(2)			料
16	漬物製造業 製造業 油・食用アミ/酸製造業		(п)	3	<u> </u>	E	(口)	3	11	
17 珠そ輩 18 しょう? 20 ソーフ 21 食酢! 22 砂糖料	製造業油・食用アミン酸製造業	6.5	9	5.5	rc	က	3	က	3	
18 しょうぎ 19 うまみ 20 ソース 21 食酢! 22 砂糖!	油・食用アミン酸製造業	6.5	9	5.5	ಬ	4.5	4.5	4.5	4	
19 うまみ 20 ソース 21 食酢 22 砂糖 ¹		∞	∞	∞	∞	က	3	က	33	
20 ソース 21 食酢 22 砂糖	19 うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
21 食酢	〈製造業	9	9	9	9	2.5	2.5	2.5	2.5	
22 砂糖	食酢製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	3	3	3	3	
	砂糖精製業	4	4	4	4	2	2	2	2	
23 82 5	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	9	9	9	9	3	3	3	3	
24 小麦糕	24 小麦粉製造業	4	4	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	
25 パン準	パン製造業	9	9	5.5	5	2.5	2.5	2.5	2.5	
26 生菓-	26 生菓子製造業	7.5	L	6.5	9	4	4	4	4	
27 E XA	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
28 米菓製造業	製治業	4	4	4	4	4	4	4	4	
29 掲げる	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに 掲げるものを除く。)	9	9	5.5	5	3	3	3	3	
30 植物》	30 植物油脂製造業	9	9	9	9	2	2	7	2	米糠を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、8、8、8、2、2、2、2とする。

 監理 番号 31 動物油脂製造業 32 食用油脂加工業 33 ふくらし粉・イースト 35 めん類製造業 37 豆腐・油揚製造業 38 あん類製造業 39 冷凍調理食品製造 40 そう(物)菜製造業の 	業種その他の区分類造業が正業		(+)							
31 動物油脂 32 食用油脂 34 穀類でん、 35 めん類製 37 豆腐・油 39 冷凍調理 39 冷凍調理 39 冷凍調理	製造業加工業		(I)				(2)			垂桃
31 動物油脂 32 食用油脂 34 穀類でん。 35 めん類製 37 豆腐・油 39 冷凍調理 39 冷凍調理	製造業	E	(口)	3	<u> </u>	S	(口)	3	<u>[]</u>	
32 食用油脂 33 ふくらし粉 34 穀類でん。 35 めん類製 37 豆腐・油素 38 あん類製 39 冷凍調理	加工業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
33 ふくらし粉 34 穀類でん。 35 めん類製。 37 豆腐・油桂 38 あん類製 39 冷凍調理 39 冷凍調理		3.5	3.5	3.5	3.5	2	2	2	2	
34 殺類でん 35 めん類製 37 豆腐・油 38 あん類製 39 冷凍調理 39 冷凍調理	33 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	3	3	က	1.5	1.5	1.5	1.5	
35 めん類製 37 豆腐・油 38 あん類製 39 冷凍調理 40 そう(惣)対	穀類でんぷん製造業	6.5	6.5	6.5	9	3	3	3	3	
37 豆腐・油指 38 あん類製: 39 冷凍調理 40 そう(惣)対	法業	6.5	6.5	6.5	9	2.5	2.5	2.5	2.5	
38 あん類製。 39 冷凍調理 40 そう(惣) オ	場製造業	7.5	2	6.5	9	4.5	4.5	4.5	4	
39 冷凍調理40 そう(惣)対	造業	6	∞	2	9	4	4	4	4	
40 そう(惣)菜	39 冷凍調理食品製造業	8.5	8.5	8	8	4.5	4.5	4.5	4.5	
	40 そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	9	5.5	2	4.5	4.5	4.5	4	
41 清涼飲料製造業	製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	2	2	2	2	
42 果実酒製造業	(造業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2	
43 ビール製造業	选業	4	3.5	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
44 清酒製造業	業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
45 蒸留酒・浄	蒸留酒·混成酒製造業	4	3.5	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
46 インスタン	46 インスタントコーヒー製造業	3.5	3.5	3	3	3	3	2.5	2	

			a	りん含有量(単位		トルにつき	1リットルにつきミリグラム)			
整案理品	※ 番 その 全 の 区 公		(1)	((2)			車
r	未催ての心のらガ	E	(口)	(>)	(=)	E	(ロ)	3	(=)	
47	47 配合飼料製造業	က	33	2.5	2	2	7	2	1.5	
48	単体飼料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
49	49 有機質肥料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
50	50 たばご製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	5.5	5	4.5	4	4	4	3.5	3	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服そ55の他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	1.5	1.5	1.5	1.5	
57	57 繊維工業で麻製機工程に係るもの	4.5	4.5	4.5	4	4	4	3.5	3	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(の)抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯に付われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程 59 付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げ るものを除く。)	5.5	5.5	5.5	5	3	3	3	3	
60	・ 60 程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	5	5	5	5	2	2	2	2	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程件帯加工処理工程を含む。)に係るもの	4	4	4	4	2	7	7	2	

(イ) (ロ) (ハ) (ロ) (ル) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ				6	りん含有量(単位		トンレにつぎ	1リットルにつきミリグラム)			
#維工業で繊維組製金優割工程(現色整型工程 (47 (71 (71 (71 (71 (71 (71 (71 (71 (71 (7	整 蚕		•	(1)	((2)	(無
工業で機構権品級色整理工程(染色整理工程 5 5 5 5 3 3 工業で不織布製造工程に係るもの 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 工業で不織布製造工程に係るもの 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 原るもの 1.2 2 2 2 2 2 2 原るもの 3 3 3 3 3 3 工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの 3.5 3.5 3.5 1.5 1.5 1.5 療法の 3 2.5 2 2 2 2 2 療水の 3 3 3 3 3 3 3 工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの 3 2.5 2 2 1.5 1.5 1.5 製造業、構成材製造業、洋紙製造業、洋紙製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体製造業、大体、シャン製造工程に係るもの 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 7製造業、洋板製造業、大体製造業、大が大が一分が、少型造工程、リアイナーグランドバルブ製造工程、 1.5 </th <th></th> <th></th> <th>3</th> <th>(1)</th> <th>3</th> <th><u>[]</u></th> <th>E</th> <th>(ロ)</th> <th>3</th> <th>11</th> <th></th>			3	(1)	3	<u>[]</u>	E	(ロ)	3	11	
機様工業で不渝布製造工程に係るもの 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5			2	5	2	5	3	3	3	3	
機維工業でフェルト製造工程に係るもの 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5		4 繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	2	2	2		1.5	1.5	1.5	
機様工業で機構製衛生材料製造工程に係るもの 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 2 2 2 2 2 2 2 2		5 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
機維工業で機維製衛生材料製造工程に係るもの 3 3.5 3.5 3.5 3.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1		。繊維工業で上途りした織物及び坊水した織物製造工 3程に係るもの	2	2	2	2	2	2	2	2	
#維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるも のを除く。) 一般製材業又は木材チップ製造業 合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティグ 水がブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル パルブ製造業、洋紙製造業、洋紙製造業でかり パルブ製造業、洋紙製造業、大は板紙製造業でサル パルブ製造業、洋紙製造業、大は板紙製造業でサル パルブ製造業、洋紙製造業では板紙製造業でゲラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でゲラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でゲラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ パルブ製造業、洋紙製造業とはが、アン製造工程に係るもの は、アンデルブリンパルブ製造工程に係るもの は、アンデルブ製造工程に係るもの は、アンデルブ製造工程に係るもの は、「1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5		繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	3	3	3	3	3	3	3	3	
一般製材業又は木材チップ製造業 3 2.5 2 2.5 2 1.5		繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるも のを除く。)	3.5	3.5			1.5	1.5	1.5	1.5	
合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティク 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5		1	3	2.5	2	2		2	1.5	1	
木材薬品処理業 3 2.5 2 1.5 <th< td=""><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1</td><td></td></th<>			1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5		5 木材薬品処理業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル ファイトパルプ製造工程に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ ンドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製 造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係る もの		、パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解 りパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
パルブ製造業、洋紙製造業、洋紙製造業でグラ ンドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製 造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係る 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル ファイトパルプ製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
	\sim	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルブ製造工程、リファイナーグランドパルブ製造工程、リファイナーグランドパルブ製造工程に係るもの。	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

	垂										
		<u> </u>	1	1		П	П		Т	1	1
		3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
ミリグラム)	(2)	(n)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	2	1.5	1.5
1リットレにつきミリグラム)		5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	2	1.5	1.5
		<u> </u>	1.5	23	1.5	1.5	1.5	1.5	2	1.5	1.5
ッ含有量(単位	•	3	1.5	7	1.5	1.5	1.5	1.5	7	1.5	1.5
200	(1)	(n)	1.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	7	1.5	1.5
		5	1.5	က	1.5	1.5	1.5	1.5	2	1.5	1.5
	業権を受好の対抗	米価でって回ってい	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドペルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業できらし ケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらレケミグ 90 ランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカ ルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパ	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらレクラフトペルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし82クラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙 を原料とするパルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で占紙 84を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程 (前工程の離解工程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材 又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に 係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルブ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙制等工程に依えまいが同時に提ぶるよのを除く、)
	整 条 型 中	年 ひ	79 CT	80 イグレバイ	81 7.70 K	82 %	83 イダン	84 A Z Z	85 公文	くン女権 かる	87

	; ; ;		70 (1)	9ん含有量(単位 (1)		ノントにつぎ	1リットルにつきミリグラム) (2)			
中	業権その他の区分	5	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	3	11	雷 光
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙 製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
89	89 機械すき和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
90	90 手寸き和紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
91	塗工紙製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	П	
92	段ボール製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	Π	
93	重包装紙袋製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
94	94 セロファン製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
95	95 乾式法による繊維板製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
96	96 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	4	3.5	3	2.5	3	3	2.5	2	
101	101 製版業	3.5	3.5	3	2.5	2	2	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	16	16	16	16	16	16	16	16	
103	103 複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	

			9	9ん含有量(単位		シシントにつき	1リットルにつきミリグラム)			
大型型面面	くびうぞうな世代		(1)	((2)	(
個 下	条種でい他の区分	E	(口)	3	(1)	E	(口)	3	<u>=</u>	· 一
104	104 化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
105	105ソーダ工業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
106	106 電炉工業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
107	107 無機額料製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前 類までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9、8、7、6、8、7、6、5とする。
105	7 109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造 工程に係るもの	3	3	3	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	9ん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7.5、7.5、7.5、6.5、5、5、5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染)料・有機顔料製造工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	9ん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3.5、3.5、3.5、1.5、1.5、1.5、1.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程 に係るもの	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
112	り石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に 「係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合物で染料・有機質料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3襴の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3.5、3.5、3.5、1.5、1.5、1.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号109の項から 前項までに掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
115	115 脂肪族系中間物製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	9ん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、8.5、7.5、6.5、4、4、4、4とする。

			2	りん含有量(単位	単位 10%	小いにつき	1リットルにつきミリグラム)			
離出口	く过うそうな野様		(1))			(2)	(
毎	来催んり他の人の方	E	(口)	(3)	<u> </u>	E	(口)	(3)	<u> </u>	ر ==
116	116 メタン誘導品製造業	ಣ	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
117 }	117 発酵工業	ಣ	3	33	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
118	コールタール製品製造業	က	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
119 4	119 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3.5	3.5	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24、22、20、18、5、5、5、5、5とする。
120	プラスチック製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1.5	
121	合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2	2	2	1.5	有機9ん系農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、16、16、16、16、2、2、2、1.5 とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	က	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5		
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に 係るもの	က	2.5	23	2	1.5	1.5	1.5	1	
125	合成繊維製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	က	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	

1			, Q	9ん含有量(単位		トルにつき	1リットルにつきミリグラム)			
整条型品	次 20 みの 20 名 20 名 30 名 30 名 30 名 30 名 30 名 30 名		(1)				(2)			中
Ь	大日 COLEO EVE	5	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	
129) 途料製造業	က	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	T	
130	印刷インキ製造業	8	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5		
131	医薬品原薬・製剤製造業	9	5.5	5	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	医薬品原薬製造工程(9ん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、7、6.5、2.5、2.5、2.5と5と5、2.5と5と5。
132	医薬品製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
133	8 生物学的製剤製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
134	 生薬・漢方製剤製造業	က	က	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
135	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
9	136 火薬類製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
137	農薬製造業	3.5	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
138	8 合成香料製造業	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
2	140 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	3	3	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	3.5	3	2.5	2	2	2	1.5	1	
က	143 写真感光材料製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	

#29				Q	りん含有量(単位		トルにつき	1リットルにつきミリグラム)			
天然財服製品・木材化学製品製造業 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 1.5 </th <th>数 Ad 型 中</th> <th>業種子の生の区分</th> <th>•</th> <th>(1</th> <th>(</th> <th></th> <th></th> <th>(2)</th> <th></th> <th></th> <th>押</th>	数 Ad 型 中	業種子の生の区分	•	(1	((2)			押
大外化学製品製造業 2.5 2.5 2.5 2.5 1.5	C	大山 で に で に に に に に に に に に に に に に	5	(ロ)	3	<u>[]</u>	E	(ロ)	3	<u> </u>	
化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるも 2.5 2.5 2.5 1.5 <td< td=""><td>144</td><td> 天然樹脂製品・木材化学製品製造業</td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>2</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1</td><td></td></td<>	144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
(中学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるも 2.5 2.5 2.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1	145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
石油精製業 1.5	146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるも のを除く。)	2.5	2.5	2.5	2	1.5	1.5	1.5	1	
間滑油製造業(前項に掲げるものを除く。) 2.5 2.5 2.5 1	147	石油精製業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
コークス製造業 3 2.5 2 1.5 <td< td=""><td>148</td><td> 潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)</td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>2</td><td>2</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1</td><td></td></td<>	148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
石油コークス製造業 3 2.5 2 1.5 <	146	コークス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
自動車タイヤ・チューブ製造業 ごく製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係る もの ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。) 3 2.5 2 2 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	150	石油コークス製造業	ಣ	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係る 1.5 <t< td=""><td>151</td><td></td><td>2.5</td><td>2.5</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1.5</td><td>1</td><td></td></t<>	151		2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。) 3 2.5 2 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
なめしかわ製造業 3 3 3 1.5	153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	ಣ	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
毛皮製造業 3 3 3 3 1.5 </td <td>154</td> <td>なめしか製造業</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td></td>	154	なめしか製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
板ガラス製造業 2 2 2 1.5 1.5 1.5 板ガラス加工業 ガラス製加工素材製造業 2 2 2 2 1.5 1.5 1.5 ガラス製加工素材製造業 2.5 2 2 1.5 1.5 1.5 1.5	155	毛皮製造業	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
板ガラス加工業 2 2 2 1.5 1.5 1.5 ガラス製加工素材製造業 2.5 2.5 2 1.5 1.5 1.5	156	板ガラス製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
2.5 2.5 2 1.5 1.5 1.5	157	板ガラス加工業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
	158	ガラス製加工素材製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	

番号 番号 159 ガラス容器製造業 160 理化学用・医療用ガラス器具製造業 161 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 162 ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。) 164 なテス・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。) 165 生コングリート製品製造業 166 コングリート製品製造業 167 でに掲げるものを除く。) 168 黒鉛電極製造業(前2項に掲げるものを除く。) 169 砕石製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業			, 0	りん含有量(単位		トルにつき	1リットルにつきミリグラム)			
	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-	(1)	-		-	(2)			垂柳
159 ガラス容器製造業 160 理化学用・医療用ガラス器具 161 卓上用・ちゅう房用ガラス器具 162 ガラス繊維・同製品製造業(163 グラス・同製品製造業(整理者 ガラス・同製品製造業(整理者 165 生コンクリート製品製造業(整理者 166 コンクリート製品製造業(166 コンクリート製品製造業 166 コンクリート製品製造業 167 セメント製品製造業(168 黒鉛電極製造業 168 黒鉛電極製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 5わ薬製造業		3	(ロ)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	
160 理化学用・医療用ガラス器具 161 卓上用・ちゅう房用ガラス器具 162 ガラス繊維 (長繊維に限る。) ガラス繊維・同製品製造業 (整理者 く。) 165 生コングリート製品製造業 166 コングリート製品製造業 167 セメント製品製造業 167 セメント製品製造業 167 セメント製品製造業 167 でスト製品製造業 167 でスト製品製造業 167 でスト製品製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 5わ薬製造業		2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
161 卓上用・ちゅう房用ガラス器員 752 ガラス繊維・同製品製造業(権 752、) 752、同製品製造業(整理者 752、同製品製造業(整理者 165 生コンクリート製造業 166 コングリート製造業 167 セメント製品製造業(前2項に 168 黒鉛電極製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 5わ薬製造業	製冶業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
162 ガラス繊維 (長繊維に限る。) ガラス繊維・同製品製造業 (整理者 イラス・同製品製造業 (整理者 ガラス・同製品製造業 (整理者 165 生コンクリート製品製造業 167 セメント製品製造業 (前2項に 167 セメント製品製造業 (前2項に 168 黒鉛電極製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業	製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
163 ガラス・同製品製造業(整理者 ガラス・同製品製造業(整理者 165 生コンクリート製造業 166 コングリート製造業 166 コングリート製品製造業 167 セメント製品製造業(前2項に 168 黒鉛電極製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業	•同製品製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
164 ガラス・同製品製造業(整理者でに掲げるものを除く。) 165 生コンクリート製造業 166 コンクリート製品製造業 167 セメント製品製造業 (前2項に 168 黒鉛電極製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業	前項に掲げるものを除	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
165 生コンクリート製造業 166 コングリート製品製造業 167 セメント製品製造業(前2項に 168 黒鉛電極製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業	番号156の項から前項ま	2.5	2.5	Ø	2	1.5	1.5	1.5	1	
166 コンクリート製品製造業 (前2項に セメント製品製造業 (前2項に 167 セメント製品製造業 169 砕石製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 5わ薬製造業		2	2	2	2	2	2	1.5	1	
167 セメント製品製造業 (前2項に 168 黒鉛電極製造業 169 砕石製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業		2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
168 黒鉛電極製造業 169 砕石製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業	-掲げるものを除く。)	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
169 砕石製造業 170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
170 鉱物・土石粉砕等処理業 172 うわ薬製造業		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
172 うわ薬製造業		2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
:		2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
173 高炉による製鉄業 		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
7.5 フェロアロイ製造業		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	

E			a	りん含有量(単位		トルにつき	1リットレにつきミリグラム)			
を 関する 単い はんしん しょうしん はんしん しょうしん しょうしん しょうしん しょう	かどのおうと野珠		(1)	(•	(2)			新
4		3	(口)	3	<u> </u>	9	(口)	()	(=)	
176	176 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電 気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲 げるものを除く。)	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
181	181 冷間ロール成型形鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
182	182 鋼管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
183	183 伸鉄業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
184	184 磨棒鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
185	5月 技鋼管製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
981	186 伸線業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
187	ブリキ製造業	3	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
881	188 亜鉛鉄板製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
189	189 めっき鋼管製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
190	190 めっき鉄鋼線製造業	2	23	2	23	1.5	1.5	1.5	П	
l										

			, Q	りん含有量(単位		トレにつき	1リットルにつきミリグラム)			
整英里豆	李 区		(1)	((2)	(垂
r.	大1年 こうこのシントン	5	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	23	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
192	192 鍛鋼製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
661	193 緞工品製造業	ಣ	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
194	鋳鑦製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
195	195 5ちのを除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
96	196 鋳鉄管製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2.5	2.5	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
86	198 鉄粉製造業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
.99	199 を除く。)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1	
003	200 非鉄金属製造業	2	2	2	2	1.5	1.5	1.5	1	
:01	201 電気めつき業	4	4	3.5	3	3	3	2.5	2	9ん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの21にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、6、5、4、4.5、4、3.5、3とする。

			Q	りん含有量(単位		シンプ	1リットレにつきミリグラム)			
左 奉 本 田 日	クロッカッと戦権		(1)				(2)	(新
色々		E	(口)	(3)	(=)	S	(口)	3	(=)	
202	202 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.	Ω.	4.5	41		8	2.5	Ø	(1) 溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5.5、5.5、5.5、3、3、3、2とする。 (2)アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、9、8.5、8、6、6、6、5.5とする。
203	8 一般機械器具製造業	8	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
204	電子回路製造業	2.5	2.5	2	2	2	2	1.5	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げる 205 ものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2.5	2	2	2	2	1.5	1	民生用電気機械器具製造工程(0ん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4.5、4.5、4.5、4.5、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2
206	206 輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	2	2	2	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面が理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5、4.5、4、2、2、2、2とする。
207	207 精密機械器具製造業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
208	208 ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	

			2	りん含有量(単位	(単位 1リッ	小小につき	1リットルにつきミリグラム)			
内型	2月9597時代		(1)				(2)			
海 小	来権への他の区分	E	(口)	3	<u> </u>	Z	(口)	3	<u> </u>	血
209	209 下水道業	4	3.5	n	2.5	4	. c.	n	2.5	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の9んを除去できる方法より高度に下水中の9んを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の9んを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1.5、1、1、2、1.5、1、1とする。 (2)高濃度の9んを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものに標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の9んを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7、6、5とする。
210	空瓶卸売業	22	4.5	4	4	3.5	3.5	3.5	3	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	ľ	4.5	4	4	2.5	2.5	2.5	2.5	
212	212 弁当仕出屋又は弁当製造業	6	6	8	7	4.5	4	3.5	3	
213	213 飲食店	5.5	5.5	5.5	5	4	4	4	3.5	
214	宿泊業	2	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
215	215 リネンサプライ業	8	2	9	5	5	5	5	4.5	
216	216 洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5	9	5.5	2	3	3	3	3	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	2	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
219	自動車整備業	5	4.5	4	4	3	3	3	3	
220	220 病院	വ	4.5	4	4	4	4	3.5	3	

			0	りん含有量(単位		トトにつぎ	1リットルにつきミリグラム)			
離 田口	NE chart to 11.		(1)				(2)			
神	薬種その他の区分	3	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	3	(=)	重
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に 規定する算定方法により算定した処理人員が501人 以上のものに限る。)	∞	2	9	ro	44	3.5	n	2.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化構より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2.5、2、1.5、3、2.5、2、1.5とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に 222 規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201人以上500人以下のものに限る。)	∞	r-	9	ro	Ŋ	4.5	4	3.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する表及は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のL原浄化権より高度にL原を処理することができる方法によりL原を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3、2.5、2、3、2.5、2とする。
223	223 し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	2	9	ro	4	3.5	8	2.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3.5、3、2.5、2、1.5とする。
224	ごみ処理業	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
225	225 廃油処理業	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
226	226 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	1.5	1.5	1.5	1.5	
227	227 死亡獣畜取极業	4	4	4	4	က	င	8	33	
228	と査場	9.5	6	8	2	4.5	4	3.5	3	
229	229 中央卸売市場	2	4.5	4	4	3	8	3	3	
230	230 地方卸売市場	5	4.5	4	4	4	4	3.5	3	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4.5	4.5	4	4	3	3	3	3	

			Q	りん含有量((単位 1リッ	ルルにつぎ	1リットルにつきミリグラム)			
難 年	ンロラモラや男様		(1	(:			(2)	(并
F		Ē	(口)	(\^/)	(=)	E	(口)	(3)	<u>(i)</u>	
232	232 整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	2	9	5	8	7	9	5	

備考 この表において、りんの項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1)Qp又はQpo(特定排出水の量(Qpiを除く。))に対するC値(Cp又はCpo)

(2)Qpi(平成14 年10 月1 日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それ ぞれ知事が定める日)以後特定施設

の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量))に対するC値(Cpi)

(イ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。(ハ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

別表第2 (1)化学的酸素要求量

化学的酸素要求量(単位 1リットレにつきミリグラム)	(3)	$(\Xi) \qquad (\nabla) \qquad (\Xi) \qquad (\nabla) \qquad (\Box) \qquad (D) $	09 09 02 22 02 02 02 02 08 02 08 02 06 001	09 09 09 02 09 09 02 09 09 02 02 04	30 30 20 20 30 30 20 20 30 30 30 20	时加 70 70 65 60 60 50 50 50 50 40 40	50 50 35 30 40 40 30 30 40 40 30 30	掲げ 80 80 65 50 60 60 50 50 50 40 40	60 60 50 40 50 50 40 50 50 40 30	08 08 80 100 80 80 80 80 80 80	60 50 40 30 40 40 30 30 40 40 30 20	8년경 70 60 50 40 60 50 40 30 50 40 30 20	70 60 50 40 50 40 30 30 50 40 30 20	70 60 50 40 60 50 40 40 60 50 40 30	号8の 80 70 60 70 60 40 40 60 50 40 30
	(1)														
		E	100	0.2	30	70	50	80	09	110	09		70	0.2	80
	がはつからなりに		2 畜産農業	3 天然ガス鉱業	4 非金属鉱業	5 5 五品製造業 工品製造業	6 乳製品製造業	7 畜産食料品製造業(前2項に掲げ 7 るものを除く。)	8 水産缶詰・瓶詰製造業	9 寒天製造業	10 魚肉ハム・ソーセージ製造業	水産練製品製造業(前項に掲げる ものを除く。)	12 冷凍水産物製造業	13 冷凍水産食品製造業	水産食料品製造業(整理番号8の 項から前項までに掲げるものを除 14 き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を
	整理	番号	34		7	77	Ĵ	, ,	~	<i>J.</i>	1(11	15	15	14

畑	光緒なりおりない		(1)		化学的曆	化学的酸素要求量(単位 (1リットルし	1リットルにつきミリグラム)	ゲラム)	(3)			
海 中	楽種その他の区分	E	(口)	3	<u> </u>	3	(口)	3	<u> </u>	5	(口)	3	<u> </u>	雇
15	野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食 料品製造業	100	06	65	20	09	09	40	40	09	20	40	30	
16	野菜漬物製造業	0.2	09	20	40	20	20	40	40	20	20	40	30	
17	味そ製造業	95	06	80	70	80	80	70	70	80	70	09	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	99	06	08	70	80	80	70	7.0	80	20	09	09	
19	19 うまみ調味料製造業	09	20	40	30	35	30	20	20	35	30	20	20	
20	ソース製造業	0.2	02	9	45	20	20	40	30	20	20	40	30	
21	食酢製造業	0.2	09	09	40	20	20	40	40	20	40	30	30	
22	砂糖精製業	0.2	09	20	40	09	20	40	40	20	40	30	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	06	08	9	20	09	09	20	20	20	40	30	30	
24	小麦粉製造業	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
25	パン製造業	0.2	09	20	40	40	40	40	30	40	30	20	20	
26	生菓子製造業	80	02	09	20	02	09	20	40	09	20	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	09	20	40	40	09	20	40	40	09	20	40	30	
28	28 米菓製造業	0.2	09	09	40	02	09	20	40	70	09	20	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の 項から前項までに掲げるものを除 く。)	70	09	50	40	09	20	40	40	09	20	40	40	

					化学的酸	素要求量] (単位	リットレル	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ゲラム)				
整理	が対のがつるが、		(1)	(;			(2)				(3)			棄水水
ılı		E	(口)	3	<u> </u>	E	(п)	3	<u> </u>	E	(п)	3	<u> </u>	
30	植物油脂製造業	08	80	80	20	09	20	40	40	09	20	40	30	
31	動物油脂製造業	0.2	09	20	40	09	20	40	40	09	20	40	30	
32	食用油脂加工業	55	22	20	40	20	20	40	40	20	40	30	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母 剤製造業	120	120	110	110	110	110	100	100	100	100	06	06	
34	穀類でんぷん製造業	09	09	09	20	09	09	20	20	09	09	20	40	
35	めん類製造業	0.2	09	20	40	09	20	40	30	20	20	40	30	
37	豆腐•油揚製造業	08	0.2	09	45	09	20	40	30	20	20	40	30	
38	あん類製造業	80	0.2	09	09	7.0	0.2	09	09	0.2	0.2	09	20	
39	冷凍調理食品製造業	50	40	30	30	20	40	30	20	40	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	09	50	40	30	22	20	40	30	20	40	30	30	
41	清涼飲料製造業	09	20	40	30	20	40	30	20	40	40	30	20	
42	果実酒製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
43	ビール製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
44	清酒製造業	70	09	20	40	20	20	40	30	20	20	40	30	
45	蒸留酒,混成酒製造業	09	20	40	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
46	インスタントコーヒー製造業	30	08	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
						1			1			1	1	

垂												
		20	20	20	20	30	70	06	40	80	06	20
	(=)	20	30	20	20	30	70	06	40	80	06	50
(3)	3											
	(口)	30	40	30	30	20	80	100	50	80	100	70
ゲラム)	E	40	20	40	40	09	80	100	09	100	100	02
1リットルにつきミリグラム) 2)	(1)	20	20	20	20	30	80	90	40	80	06	50
1リットハレ((3)	20	30	20	20	30	80	90	40	80	06	50
【 (単位 1	(口)	30	40	30	30	50	80	100	20	80	100	20
素要求量	5	40	20	40	40	09	06	100	09	100	100	80
化学的酸素要求量(単位	<u> </u>	30	40	30	30	30	80	90	40	80	06	20
•	3	40	20	40	30	30	80	06	40	80	06	20
(1)	(口)	20	09	20	40	20	80	100	50	80	100	80
	Z	09	70	09	40	09	06	100	09	110	100	100
業舗その名の区分	素性でい他のAガ	47 配合飼料製造業	48 単体飼料製造業	49 有機質肥料製造業	50 たばこ製造業	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 1、12年(の)抜き、精練漂白、シルケント加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	繊維工業で織物手加工染色整理 工程(染色整理工程付帯加工処 理工程を含む。)に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程付帯加工
整理	施	47	48	49	20	51	22	57	288	59	09	61

					化学的配	9素要求	量(単位	1リットル	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ゲラム)				
整理	び込みをみる		(1)				(2)				(3)			华
番号	条件でひ他のとガ	E	(口)	(>/)	(=)	E	(口)	(٧٧)	(=)	E	(口)	(~/)	(=)	二
62	繊維工業でニット・レース染色整理 工程(染色整理工程付帯加工処 理工程を含む。)に係るもの	100	80	20	50	09	09	50	20	09	09	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	110	100	06	06	110	100	06	06	110	100	06	90	
64	繊維工業で不織布製造工程に係 るもの	80	80	70	20	80	80	20	70	80	80	20	09	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係 るもの	20	50	40	40	50	20	40	40	20	20	40	40	
99	繊維工業で上塗りした織物及び防 水した織物製造工程に係るもの	70	09	40	40	50	20	40	40	20	20	40	40	
29	繊維工業で繊維製衛生材料製造 工程に係るもの	50	50	40	40	50	50	40	40	20	50	40	40	
89	繊維工業(整理番号55の項から前 項までに掲げるものを除く。)	80	09	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造 業	70	09	50	40	70	09	40	40	70	09	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	70	09	50	40	09	09	50	40	09	09	50	40	接着機洗浄水を循環するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、10、20、20、10とする。
75	75 木材薬品処理業	40	25	20	20	40	25	20	20	40	25	20	20	
92	パルプ製造業 洋紙製造業又は 板紙製造業で溶解パルプ製造工 程に係るもの	80	80	70	70	80	80	70	70	80	70	09	60	

Г								ふ 藍	
		垂						精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては、第3欄(1)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、80、80とする。	
		$\widehat{\exists}$	09	20	120	80	40	09	50
		3	70	50	120	80	40	60	50
	(3)	(口)	70	09	130	06	50	02	09
ゲラム)		3	0.2	09	130	06	09	80	09
こつきご	1	<u> </u>	09	50	130	80	50	70	09
1リットル		3	70	50	130	80	50	7.0	09
1 単位	(2)	(II)	70	09	140	06	09	80	09
化学的酸素要求量(単位 1リットレにつきミリグラム)		E	70	09	150	06	09	80	0.2
化学的膨		(i)	09	50	140	80	09	7.0	09
		3	70	20	150	80	09	0.2	09
	(1)	(₁)	7.0	09	150	06	0.2	80	09
		E	70	09	150	06	0.2	80	70
		業種その他の区分	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でサルファイトパルプ 製造工程に係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドパルブ製造 工程、リファイナーグランドパルプ 製造工程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらレケミグランド パルブ製造工程又は未さらレセミ ケミカルパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除く。)	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらしケミグランドパ ルブ製造工程(前工程の未さらし ケミグランドパルプ製造工程を含 む。)又はさらしセミケミカルパルプ 製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ 製造工程(前工程の未さらしてミケミカルパルプ	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらレクテフトパル ブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらレクラントパルプ 製造工程(前工程の未さらレクラフ トパルプ製造工程を含む。)に係る もの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)
	東村田	出 年 千 中	77	78	62	80	81	82	83

##4									iii saar		
#値での他の区分 (イ) (ロ) (ペ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ									パルプ製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、80、70、60、80、70、60、60、60、60とする。		
(1) (中央の配置を表しいたのである。 (1) (中のの配合を表している。 (1) (中のの配合を表している。 (1) (中のの配合を表している。 (1) (中のの配合を表している。 (1) (中のの配合を表している。 (1) (中のの配置を表しまします。 (1) (中のの配置を表しましませます。 (1) (中のの配置を表しましませます。 (1) (中のの配置を表しましませます。 (1) (中のの配置を表しませます。 (1) (中のの配置を表しましませます。 (1) (中のの配置を表しまします。 (1) (中のの配置を表しましませます。 (1) (中のの配置を表しませます。 (1) (中のの配置を表しませます。 (1)			(=)								20
(4) (1) (2) (4) (1) (2) (4) (1) (4) (1) (4) (1) (5) (7) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		3)	(3)							06	20
業種その他の区分 (イ) (ロ) (ハ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ		(3	(口)	06	08	50	30	45	09	100	25
(イ) (ロ) (ハ) (ボルブ製造業、洋紙製造業又は (イ) (ロ) (ハ) (ルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程の離解工程を含む。) に係るもの (大ルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業ですが、ルブ型 (前工程の所製造業では (前工程のが、ルブリント、パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でがディルブ、リカイナーグランド、パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程に係 (前項に掲げるものを除く。) (水ルブ製造業、洋紙製造業又は (がルブ製造業、洋紙製造業又は (がルブ製造業、洋紙製造業又は (前項に掲げるものを除く。) (水ルブ製造業、洋紙製造業又は (本紙製造業で対紙製造業で対紙製造業で対紙製造業で消耗製造業とは紙製造業とは紙製造業とは紙製造業でも紙製造業とは紙製造業でも紙製造業とは (100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	(グラム)		5	100	06	50	30	50	0.2	100	30
業種その他の区分 (イ) (ロ) (ハ) (水イ型製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で占紙を原料とし脱イ 1、4、4、2、4は環境主要では (株理 (前 工程の離解工程を含む。) に係るもの (水イブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドバルブ、リカイナーグランドバルブ、リオイナーグランドバルブ、リカイナーグランドバルブスは がルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で冷ががアカは 120 110 110 100 4に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドバルブ、リアイナーグランドバルブスは がルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で洋紙製造工程に係 いんプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は を紙製造業で洋紙製造工程に係 がルプ製造業、洋紙製造業又は をがらのに限る。) に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は なが皮が砂造では、一年メカニカルパル がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は を続めの(前項に掲げるものを除く。) に係るもの がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業とは、一年があたが、からかのと関に関え、からかのと関え、カーナラカルパル がルプ製造業、洋紙製造業、洋紙製造業を発紙製造業では、一年に係るもの のもの をもの(前項に掲げるものを除く。)	につきミリ		<u>:</u>	06	100	40	20	40	09	06	20
(イ) (ロ) (ハ) (ボルブ製造業、洋紙製造業又は (イ) (ロ) (ハ) (ルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程の離解工程を含む。) に係るもの (大ルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業ですが、ルブ型 (前工程の所製造業では (前工程のが、ルブリント、パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でがディルブ、リカイナーグランド、パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程に係 (前項に掲げるものを除く。) (水ルブ製造業、洋紙製造業又は (がルブ製造業、洋紙製造業又は (がルブ製造業、洋紙製造業又は (前項に掲げるものを除く。) (水ルブ製造業、洋紙製造業又は (本紙製造業で対紙製造業で対紙製造業で対紙製造業で消耗製造業とは紙製造業とは紙製造業とは紙製造業でも紙製造業とは紙製造業でも紙製造業とは (100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	1リットル	(;	3	90			20	40	09	90	20
(イ) (ロ) (ハ) (ボルブ製造業、洋紙製造業又は (イ) (ロ) (ハ) (ルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程の離解工程を含む。) に係るもの (大ルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業ですが、ルブ型 (前工程の所製造業では (前工程のが、ルブリント、パルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でがディルブ、リカイナーグランド、パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程のが パルブ製造業、洋紙製造業又は (前工程に係 (前項に掲げるものを除く。) (水ルブ製造業、洋紙製造業又は (がルブ製造業、洋紙製造業又は (がルブ製造業、洋紙製造業又は (前項に掲げるものを除く。) (水ルブ製造業、洋紙製造業又は (本紙製造業で対紙製造業で対紙製造業で対紙製造業で消耗製造業とは紙製造業とは紙製造業とは紙製造業でも紙製造業とは紙製造業でも紙製造業とは (100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	量(単位	(2	(口)	100	110		30	45	09	100	25
業種その他の区分 (イ) (ロ) (ハ) (水イ型製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で占紙を原料とし脱イ 1、4、4、2、4は環境主要では (株理 (前 工程の離解工程を含む。) に係るもの (水イブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドバルブ、リカイナーグランドバルブ、リオイナーグランドバルブ、リカイナーグランドバルブスは がルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で冷ががアカは 120 110 110 100 4に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドバルブ、リアイナーグランドバルブスは がルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で洋紙製造工程に係 いんプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は を紙製造業で洋紙製造工程に係 がルプ製造業、洋紙製造業又は をがらのに限る。) に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は なが皮が砂造では、一年メカニカルパル がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は を続めの(前項に掲げるものを除く。) に係るもの がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業又は がルプ製造業、洋紙製造業とは、一年があたが、からかのと関に関え、からかのと関え、カーナラカルパル がルプ製造業、洋紙製造業、洋紙製造業を発紙製造業では、一年に係るもの のもの をもの(前項に掲げるものを除く。)	晚素要求		9		120		30	50	0.2	100	30
(イ) (イ) (ア) (大ルブ製造業、洋紙製造業又は (イ) (ア) (ア) (アン・アン製造業、洋紙製造業又は (前工程の離解工程を含む。) に係るもの (大ルブ製造業、洋紙製造業又は (板紙製造業でオ村又は古紙以外 (カイナーグランド・ルブを主原料 (カイナーグランド・ルブを主原料 (カイナーガンド・ルブを主原料 (カイナーガンド・ルブを主度が (カイナーガンド・ルブを主度が (カイナーガンボルブ) (カイナーガンド・ルブを主度が (カイナーガンド・ルブを主度が (カイナーガンド・ルブを主度が (カイナーガンド・ルブを重要では (カイナーガンド・ルブ製造業、洋紙製造業又は (カイナーガンド・ルブ製造業、洋紙製造業又は (カイナーガーが) (カイナーガーが) (カイボ・カーボ・製造業、 (オ紙製造業 (オ紙製造業 (オ紙製造業 (オ紙製造業 (カイボ・カーボ・製造工程に係 (カイナ) (カイボ・カーボ・製造業 (オ紙製造業 (カイボ・カーボ・カーボ・カーボ・カーボ・カーボ・カーボ・カーボ・カーボ・カーボ・カー	化学的		(=)						09		20
業種その他の区分 (イ) (ロ) (水ブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で占紙を原料とし脱イ いナスは漂白を行うパルブ製造工 に係るもの (水ルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で木材又は古紙以外 のものを原料とするパルプ製造工 を形成製造業でオインにするパルプリ ファイナーグランドパルブ、リ ファイナーグランドパルブ、リ ファイナーグランドパルブとは 板紙製造業でグラバパルブとは をのかる原料とするパルプルパル を主原料 はた係るもの (ボルブ製造業、洋紙製造業又は 大が北東造業でグラバパルブとは がルブ、リファイナーグランドパルプルパル がルブスはサーモメカニカルパルパル ファイナーグランドパルプを主原料 はたがるもの パルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ、リファイナーグランドパルプルパル ファイナーグランドパルブを主原料 なパルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は あための に係るもの がれて製造業、洋紙製造業又は あための前項に掲げるものを除べ。) に係るもの がれて製造業、洋紙製造業又は あための前項に掲げるものを除べ。) ますき和紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業で板紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが紙製造業でが低製造業でが紙製造業でが紙製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業でが低製造業をは対象は対象が関連業を使用製造業を表現が関連業を表現が製造業を表現が製造業を表現が関連業を表現が関連を表現が関連を表現がありますが表現が関連を表現がありますが表現が関連を表現がありますが表現が関連を表現がありますがありますがありますが表現がありますがありますがありますがありますがありますがありますがありますがあります			3		100	50	30	40	09	90	20
業種その他の区分 バルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とし脱イ レキスは漂白を行うパルブ製造工 に係るもの がルブ製造業で木材又は古紙以外 のものを原料とするパルブ製造工 を形製造業又は 板紙製造業でオ材又は古紙以外 のものを原料とするパルブ製造工 をいっパルプレインは がルブ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でプランドパルプ、リ ファイナーグランドパルブ、リ ファイナーグランドパルブ、 がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がルブ製造業、洋紙製造業又は がれが製造業で技紙製造業又は をもの(前項に掲げるものを除く。) に係るもの がれず製造業、洋紙製造業又は をもの(前項に掲げるものを除く。) をもの(前項に掲げるものを除く。)		(1	(口)								25
4 5 5 5 6 6 0			3	110	120	09	40	20	0.2	100	30
翻梅 斯中		半年とからでい	楽種での他の区分			パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドパルプ、リ ファイナーグランドパルプスは サーモメカニカルパルプを主原料 とする洋紙製造工程(前工程のグ ランドパルプ、リファイナーグランド パルプスはサーモメカニカルパル プ製造工程を有するものに限る。) に係るもの			機械すき和紙製造業	手寸き和紙製造業	<u> </u>
		松田	番	84	85	98	87	888	68	06	91

#報告						化学的酸	:素要求 <u> </u>	量(単位	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	こつきミリハ	ゲラム)				
株式	附用	があっている。		(1				(2	((3)			中
展売工工・製造業 (1.50 40 40 40 40 50 80 77 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 80 70 80 80 70 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	海	条種での他の区ガ	E	(口)	3	<u> </u>	E	(ロ)	3	<u> </u>	E	(口)	3	(=)	
電力装紙袋製造業 (相対でより) 100 30 80 77 70 70 80 80 77 70 80 80 77 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 80 80 77 70 70 80 80 77 80 70 70 80 80 80 77 80 70 70 70 80 80 80 77 80 70 70 70 70 80 80 80 77 80 70 80 80 80 70 80 80 80 70 80 80 80 80 70 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	36		50	40		40	50	40	40	40	20	40	40	40	
作式法による機能板製造業 55 56 56 40 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 40 50 50 50 40 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	95		80	80		70	80	80	70	7.0	80	80	70	70	
(株式法に大る機維板製造業(前項に掲げるもの 100 90 80 80 80 90 90 80 80 80 70 60 60 80 80 80 70 60 60 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	6	セロファン製造業	20	50		40	50	20	40	40	20	20	40	40	
 (4) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (36	5 乾式法による繊維板製造業	20	50		40	50	20	20	40	20	20	20	40	
内地震整案、は様式 40 35 30 40 35 30 40 35 30 40 35 30 40 35 30 40 35 30 40 35 30 40 35 30 40 30 30 40 30 30 40 30 30 40 30 30 40 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 40	96	繊維板製造業(前項に掲げるもの を除く。)	100	06		80	06	06	80	80	80	0.2	09	09	
制するものを含む。) 製板業 機体に関連をのを含む。) 製板業 横の下料製造業(前2項に掲げる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97	パルプ製造業、紙製造業又は紙 7 加工品製造業(整理番号76の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	40	35		30	40	35	30	30	40	35	30	30	
製版業	100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	80	70		20	70	09	20	20	70	09	20	50	
2 全 表 質・り ん 砂 質 肥 料 製 造 業 (前 2 項 に 掲 に	101	製版業	09	60		50	09	09	50	20	09	09	20	50	
複合肥料製造業 前2項に掲げる 40 40 30 40 40 40 30 40 40 30 40 40 30 30 40 40 30 30 30 40 40 30 30 30 20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	102		09	50		30	50	40	30	30	20	40	30	30	
化学肥料製造業(前2項に掲げる) 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30 30 30 40 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	105		20	50		40	40	40	40	30	40	40	40	30	
ソーダ工業 30 30 20 30 30 30 20 30 30 20 30 30 20 30 30 20 30 30 20 30 30 20 30 30 20 30 30 30 30 20 無機額料製造業 30 30 20 30 30 30 30 30 20 20	104	化学肥料製造業 (前2項に掲げる ものを除く。)	40	40		30	40	40	30	30	40	40	30	30	
電炉工業 30 30 20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 20 無機顏科製造業 30 30 20 30 30 30 30 30 30 20	105	ンーダ工業	30	30		20	30	30	20	20	30	30	20	20	
無機額料製造業 30 30 20 20 30 30 30 20 30 20 20	106) 電炉工業	30	30		20	30	30	20	20	30	30	20	20	
	107	無機額料製造業	30	30		20	30	30	20	20	30	30	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、 60、70、60、60、60、50、50とする。

					化学的	%素要求	量(単位	1リットバ	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ガラム)				
整理				(1)			(2)	(-			(3)			
神	業種その他の区分	3	(п)	3	<u>[]</u>	3	(1)	3	<u> </u>	5	(口)	3	<u> </u>	垂
100	無機化学工業製品製造業(整理 108 番号105の頃から前項までに掲げ るものを除く。)	40	30	25	20	40	30	20	20	40	30	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。) 製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、80、80、70、70、80、80、70、 70、70、70、60、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する 硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、60、60、50、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、60、50、50、60、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、60、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、50、60、60、60、50、50、50、60、60、60、60、50、50、60、60、60、50、50、60、60、60、60、50、50、60、60、60、60、60、50、60、60、60、60、60、60、60、60、60、60、60、60、60
109)	石油化学系基礎製品製造業で脂 9 助族系中間物製造工程に係るも の	70	70	09	09	70	70	09	09	09	50	40	40	(1)青酸誘導品含有排水を排出する工程にあって (4、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 280、280、250、220、210、210、210、 200、190、190とする。 (2)塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセト アルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、110、110、100、 100、90、90、80、90、90、80、80とする。 (3)エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、150、 140、140、150、140、130、130、150、140、130、
110	石油化学系基礎製品製造業で環 110 式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	80	80	0.2	09	09	09	50	50	50	40	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、230、220、210、200、190、190、190、190、190、190、190、190、190、1
111	石油化学系基礎製品製造業でプ ラスチック製造工程に係るもの	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	メチルメタグリレート樹脂又はアグリロニトリル・ブタ ジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあって 20 は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 80、80、70、70、80、80、70、70、80、80、70、70と する。

					化学的惠	%素要求量	(化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	1リットル	こつきごじ	ゲラム)				
整理	2日 ランラッサギ		(1)	<u> </u>			(2)				(3)	_		
争	楽種での他の区分	Z	(口)	3	<u> </u>	5	(n)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	軍
112	2 石油化学系基礎製品製造業で合 成ゴム製造工程に係るもの	20	50	40	40	20	20	40	40	50	20	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、50、50、70、60、50、70、60、50とする。 クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、130、130、140、140、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間3物・合成染料・有機額料製造工程をは、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	09	09	09	09	09	09	09	20	09	09	09	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に従い、290、280、 270、270、280、270、260、260、280、270、260、 260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、210、 200、190、210、200、190、180、180、170、
11,	石油化学系基礎製品製造業(整 114 理番号109の項から前項までに掲 げるものを除く。)	75	75	0.2	09	09	50	40	40	09	50	40	40	
11	115 脂肪族系中間物製造業	02	70	7.0	09	2.0	0.2	09	09	0.2	09	20	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、220、220、220、220、210、210、210、210、200、190、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトンズはアセトアルデトの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、110、100、100、90、80、80、100、90、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、120、110、100、110、100、100、90、80、100、100、100、100、100、100、100、100、100
11(116 メタン誘導品製造業	40	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	

					化学的酸	素要求量	量(単位	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	こつきミリ	ゲラム)				
Hr 3/H			(1)				(6)		-		(6)			
難っ	業種その他の区分						(2)	<u></u>			(3			無 が ボ
海 心		3	(n)	3	<u> </u>	E	(п)	3	<u>II</u>	5	(n)	3	<u> </u>	
117	発酵工業	130	130	130	120	130	120	120	110	130	120	120	110	
118	3コールタール製品製造業	140	130	120	120	140	130	120	120	140	130	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料 製造業	09	09	09	09	09	09	09	20	20	50	40	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、350、290、290、210、110、190、190、190、190、190、190、190、190、1
120	プラスチック製造業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	(1)メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に あっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に 従い、80、80、70、70、60、60、50、50、60、60、
														(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、60、60、60、70、60、60、60、60、60、60、60、60、60、60、60、50とする。
101	を示べた事を	C II	C II	0	0 8	C L	Ľ.	É	Ç	Ω.	Ü	01	30 7	(1)乳化重合法による合成ゴム製造工程にあって は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 80、80、70、70、70、70、70、80、70、70と する。
177	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0			P P		0	O.F.	P.			10		(2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、140、140、130、130、140、140、130、130、190とする。
66	有機化学工業製品製造業(整理	Ö	G.		C	Ç	C	Ć	C L	G	G	C C		(1)有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、310、300、290、280、280、270、270、280、280、270、270とする。
777	2 毎 予 10300項がら削損までに构りるものを除く。)	0	0		00	0,0	c x	00	O.C.	08	000	00	OC .	(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、200、190、180、180、180、180、170、160とする。

(E) (C) (C) (E) (C) (E) (C) (C) (C) (E) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	I					化学的酶	6素要求	1 (単位	1リットル	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ゲラム)				
**無量での限のNAMA (イイ) (ロイン・ア・ビアート製造業のうち (イイ) (ロイン・ア・ビアート製造業のうち (イイ) (ロイン・ア・ビアート製造業のうち (イイ) (ロイン・ア・ビアート製造業のうち (ロイン・ア・ビアート製造業のうち) (ロイン・ア・ビアート製造業のうち) (ロイン・ア・ビアート製造業別 (旧項に掲ります) (ロイン・ア・ビアート製造業別 (旧項に掲ります) (ロイン・ア・ビアート製造業別 (旧項に掲りする) (ロイン・ア・ビアー・製造業別 (旧項に掲りする) (ロイン・ア・ビアー・製造業別 (旧項に掲りする) (ロイン・ア・ビアー・製造業別 (旧項に掲りする) (ロイン・ア・ビアー・製造する) (ロイン・ア・ビアー・ア	팺			(1				(2)				(3)			
レーヨン・アセテー・製造業のうち 66 60 50 50 40 40 30 30 40 40 30 30 30 20 20 30 30 40 40 30 30 30 30 40 40 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	阜		Z	(口)	3	<u> </u>	3	(口)	3	(1)	Z	(口)	3	(=)	
サービーコン・アセデート型過速に係るものうち 40 40 30 40 40 30 40 40 30 40 40 30 40 40 30 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30 30 4	1,5	77	09			20	40	40	30	30	40	30	20	20	
合成繊維製造業 50 40 30 30 30 20 20 30 30 20 20 20 30 30 20 20 20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	1,5		40	40		30	40	40	30	30	40	40	30	30	
脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 50 50 50 50 50 50 40 40 40 50 50 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 50 50 40 40 40 40 50 50 40 40 40 50 50 40 40 40 50 50 40 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 40 50 40 40 40 50 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	15	55 合成繊維製造業	50	40		30	30	30	20	20	30	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、50、40、40、40、50、40、30、30とする。
石け人・合成洗剤製造業(前項に掲げる) 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 50 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10 10 10 100 10 80 80 80 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50<	17	:6 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	20			20	20	20	40	40	20	20	40	40	
界面活性剤製造業(前項に掲げる) 100 80 80 80 80 50 50 50 50 80 80 50 50 50 50 50 50 50 40 40 50 50 40 40 40 50 50 4	17	?7 石けん・合成洗剤製造業	30	30		25	15	15	15	10	15	15	15	10	
塗料製造業 100 90 70 60 50 40	17	界面活性剤製造業(前項に掲げる 8のを除く。)	100	100		80	80	80	50	50	80	80	50	20	
印刷インキ製造業 50 40 40 50 50 40 40 40 40 40 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 40 50 40 50 40 50 40 50	15	9 塗料製造業	100	06		09	20	20	40	40	20	20	40	40	
医薬品原薬・製剤製造業 100 100 100 100 100 100 90 <	133	30 印刷インキ製造業	20	20	40	40	20	20	40	40	20	40	30	30	
医薬品製剤製造業 70 60 50 40 60 50 40 40 30 50 40 30 50 40 30 30 40 40 30 50 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30	1 2		100	100	100	06	06	06	06	80	06	06	06	08	
生物学的製剤製造業 40 40 30 40 40 40 30 30 40 40 30	15	32 医薬品製剤製造業	70	09		40	09	20	40	30	20	40	30	30	
生薬・漢方製剤製造業 30 20 20 20 30 30 20 20 30 30 20 20 30 30 20 20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	15	33 生物学的製剤製造業	40	40		30	40	40	30	30	40	40	30	30	
動物用医薬品製造業 70 70 60 60 60 60 60 60 50 50 火薬類製造業 40 30 20 20 40 30 20 40 30 20 </td <td>13</td> <td>14 生薬·漢方製剤製造業</td> <td>30</td> <td>30</td> <td></td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>20</td> <td></td>	13	14 生薬·漢方製剤製造業	30	30		20	30	30	20	20	30	30	20	20	
40 30 20 40 30 20 20 40 30 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	- 3	55 動物用医薬品製造業	70	70		09	70	70	09	09	70	09	20	20	
	33	66 火薬類製造業	40	30		20	40	30	20	20	40	30	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60、60、70、70、60、60、70、60、50、50、50とする。

業種をの他の区分 (イ) (ロ) (ハ) (ロ) (ロ) (ハ) (ロ) (ロ)	田				(1)	化学的	化学的酸素要求量(単位 	c/l	1リットレにつきミリグラム) ()	こつきミリン	ゲラム)	(3)			
横げるものを 40 30 30 40 40 30 30 40 40 40 40 40 40 40 30 30 40 30 30 40 40 40 40 40 40 30 30 40 30 30 40 30 30 40 40 40 40 40 30 30 40 30 30 40 40 40 40 30 30 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	軍衛	業種その他の区分	3				3				3			(無地
40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40			5	(ロ)	3	Î]	5	(n)	3	Î]	5	(ロ)	3	<u>[]</u>	
横げるものを 40 40 30 30 40 40 30 30 40 120 110 110 1120 110 1120 110 1120 110 11	13		40				40	40	30	30	40	30	20	20	
掲げるものを 40 40 30 30 40 40 30 30 40 40 20 20 20 40 20 40 20 40 30 30 40 40 40 40 30 30 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	13		150				120	120	110	110	120	120	110	110	
 上の化粧用調 50 40 30 30 50 40 30 30 40 主業(にかわ製品製 50 50 40 40 50 50 40 40 50 大学製品製 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 50 40 40 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	13		40				40	40	30	30	40	30	20	20	
15 15 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18	14		20				20	40	30	30	40	30	20	20	
 (大学製品製	14						30	30	20	20	30	30	20	20	
(ご掲げるもの 200 190 180 180 180 190 180 170 140 50 50 40 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 50 50 40 40 40 80 80 70 70 80 80 80 70 70 80 80 80 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 70 80 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	14	3 写真感光材料製造業	15				15	15	10	10	15	15	10	10	
(ご掲げるもの 200 190 180 180 180 180 170 140 102の項から 70 60 50 40 60 50 40 60 50 40 60 50 40 60 50 40 60 50 40 40 80 80 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 80 70 70 70 80 80 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	14		20				50	20	40	40	20	20	40	40	
102の頂から 70 60 50 40 60 50 40 40 60 50 40 60 60 50 40 40 60 50 40 40 60 50 40 40 80 30 30 20 20 30 120 120 180 180 180 180 180 180 180 180 180 18	14	5イオン交換樹脂製造業	180				180	180	180	170	140	140	130	130	
40 40 40 40 30 30 30 20 20 30 30 124 124 125 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	14		02				09	20	40	40	09	20	40	40	
(ご掲げるもの 40 40 30 30 40 40 40 30 30 40 200 190 190 180 190 190 190 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 70 80 80 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	14	7 石油精製業	40				30	30	20	20	30	30	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄 20の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、 40、40、40、40、30、30、40、40、30とする。
200 200 190 180 190 190 190 190 180 120 80 80 70 70 70 70 70 70 70	14	潤滑油製造業(前項に掲げるもの を除く。)	40				40	40	30	30	40	40	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、70、60、50、40とする。
07 07 08 08 07 07 08 08	14		200				190	190	180	180	120	110	100	90	
	15)石油コークス製造業	80		2		80	80	70	0.2	20	09	20	50	

					化学的酶	化学的酸素要求量(単位	量(単位	1リットレにつき	につきミリ	ミリグラム)				
整理	が対のあるとなる。		(1	(1)			(2)	(;			(3)			垂
中		E	(口)	(\(\' \)	(=)	(7)	(口)	(~)	(=)	9	(口)	(\(\(\) \)	(=)	
151	1自動車タイヤ・チューブ製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型 型洗浄工程に係るもの	70	70	0.2	09	50	50	20	20	20	20	20	20	
153	3 ゴム製品製造業(前2項に掲げるも 3 のを除く。)	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
15,	154 なめしかわ製造業	110	100	100	100	110	100	100	100	110	100	100	100	
154	155 毛皮製造業	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	
15(156 板ガラス製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
157	7 板ガラス加工業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
158	158 ガラス製加工素材製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
159	9 ガラス容器製造業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造 数業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造 1業	20	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同 2 製品製造業	09	09	50	50	09	09	50	20	09	09	20	20	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項 3 に掲げるものを除く。)	40	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 4156の項から前項までに掲げるもの を除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
ì		Ì	1	l		Ì	Ì	Ì	Ì	l		Ì	1	

\vdash					化学的醒	绘素要求量	量(単位	1リットル	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ゲラム)				
	業権を包括の対象		(1)	(1			(2)				(3)			垂
		E	(口)	3	<u> </u>	3	(ロ)	3	<u> </u>	5	(ロ)	3	<u> </u>	
165	生コンクリート製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
166	コンクリート製品製造業	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げ るものを除く。)	30	20	10	10	20	20	10	10	20	20	10	10	
168	黒鉛電極製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
	169 砕石製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
100	170 鉱物,土石粉砕等処理業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
	172 うわ薬製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
. –	173 高炉による製鉄業	20	20	20	15	20	20	20	15	20	20	20	15	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値 15 は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、 60、50、50、50、50、50、50、50、50とする。
	175 フェロアロイ製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	30	20	10	10	30	20	10	10	30	20	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉 を含む。)又は電気炉(単独電気 炉を含む。)によるものに限る。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及 び同183の項に掲げるものを除 く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及 び同183の項に掲げるものを除 く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
	181 冷間ロール成型形鋼製造業	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
	•													

整理 業種その他の区分 182 鋼管製造業 184 磨棒鋼製造業 185 引技鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 189 めつき鋼管製造業 190 かつき鋼管製造業 190 かつき鉄鋼線製造業 191 数の項がら前項までに掲げるものを除く。) 192 鍛鋼製造業 193 鍛工品製造業 194 鋳鋼製造業 (放鉄鋳物製造業 鉄鉄鋳物製造業 (放射 鉄鉄鋳物製造業 (放射 株理 195 番号197の項に掲げるものを除 (。) 人。				化学的酸素要求量(単位	:素要求量		1リットルにつきミリグラム)	こつきミリノ	ゲラム)				
		(1)			-	(2)				(3)			插
182 鋼管製造業 184 磨棒鋼製造業 185 引技鋼管製造業 186 伸線業 187 ブリキ製造業 189 めっき鉄鋼線製造業 20 めっき鉄鋼線製造業 190 めっき鉄鋼線製造業 20 おりき 20 おります 30 おりま 30 砂っき 30 おりま 30 おりま 30 おりま 4 砂鋼製造業 30 砂塊 40 砂塊 50 りな 50 りな	5	(口)	3	11	E	(п)	3	<u> </u>	5	(ロ)	3	<u> </u>	
83 伸鉄業 85 引抜鋼管製造業 86 伸線業 86 仲線業 80 めつき鋼管製造業 表面処理鋼材製造業 表面処理鋼材製造業 表面処理鋼材製造業 数の1187の項から前項までに掲げるもの 登除く。) 92 鍛鋼製造業 64 鋳鋼製造業 65 登号197の項に掲げるものを除 95 番号197の項に掲げるものを除 6、)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
84 磨棒鋼製造業 86 自核鋼管製造業 87 ブリキ製造業 表面 心理鋼材製造業 表面 心理鋼材製造業 表面 心理鋼材製造業 登のつき鉄鋼線製造業 を所く。) 29 終銅製造業 94 鋳鋼製造業 59 鉄鋼製造業 59 鉄銀物製造業 65 登りの項に掲げるものを除 66 番号197の項に掲げるものを除 6. 5	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
85 引抜鋼管製造業 87 ブリキ製造業 88 亜鉛鉄板製造業 表面処理鋼材製造業(整理番号 91 1870項から前項までに掲げるもの を除く。) 22 鍛鋼製造業 65 銀工品製造業 65 銀工品製造業 65 番号197の項に掲げるものを除 25 番号197の項に掲げるものを除 26 番号197の項に掲げるものを除 26 番号197の項に掲げるものを除	20	20	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
88 曲線業 89 めっき鋼管製造業 90 めっき鋼管製造業 表面処理鋼材製造業(整理番号 91 187の項から前項までに掲げるもの を除く。) 92 鍛鋼製造業 64 鋳鋼製造業 64 鋳鋼製造業 65 番号197の項に掲げるものを除 6. 。)	20	20	20	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
88 亜鉛鉄板製造業 89 めつき鋼管製造業 90 めつき鉄鋼線製造業 表面処理鋼材製造業(整理番号 91 187の頃から前項までに掲げるもの を除く。) 92 鍛鋼製造業 鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 95 番号197の項に掲げるものを除 く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
88 亜鉛鉄板製造業 90 めつき鋼管製造業 表面処理鋼材製造業(整理番号 91 187の項から前項までに掲げるもの を除く。) 22 鍛鋼製造業 93 鍛工品製造業 統鉄鋳物製造業(次項及び整理 統鉄鋳物製造業(次項及び整理 55 番号197の項に掲げるものを除 く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
89 めつき鋼管製造業表面心理鋼材製造業(整理番号 90 めつき鉄鋼線製造業(整理番号 91 187の項から前項までに掲げるもの 92 鍛鋼製造業(93 鍛工品製造業(94 鋳鋼製造業(95番号197の項に掲げるものを除った。	30	30	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
90 めつき鉄鋼線製造業 表面処理鋼材製造業 (整理番号 91 187の項から前項までに掲げるもの を除く。) 92 鍛鋼製造業 93 鍛工品製造業 鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 95 番号197の頃に掲げるものを除 く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
表面処理鋼材製造業 (整理番号 291 187の項から前項までに掲げるもの を除く。) 92 鍛鋼製造業 93 鍛工品製造業 64 鋳鋼製造業 64 鋳鋼製造業 95 番号197の項に掲げるものを除 く。)	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
92 93 鉄工品製造業 94 鋳鋼製造業 鉄鉄鋳物製造業 (次項及び整理 95 番号197の項に掲げるものを除 く。)	ر 20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
93 般工品製造業 94 鋳鋼製造業 鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 95 番号197の頃に掲げるものを除 く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
94 鋳鋼製造業 鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 95 番号197の項に掲げるものを除 く。)	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理 95番号197の項に掲げるものを除 く。)	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
196 鋳鉄管製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	

					化学的酸	素要求 ₫	量(単位	1リットレ	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	グラム)				
松田	1 0 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		(1)				(2)				(3)			
梅 中	業権その也の区分	E	(口)	3	<u> </u>	5	(口)	3	<u> </u>	9	(口)	3	(=)	軍
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
198	鉄粉製造業	15	15	15	10	15	15	15	10	15	15	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前 項までに掲げるものを除く。)	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
200	非鉄金属製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
201	電気めつき業	70	09	20	40	09	09	20	40	09	09	20	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
203	一般機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
204	電子回路製造業	40	30	20	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、 5 電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	15	10	30	20	15	10	30	20	15	10	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
207	精密機械器具製造業	20	20	15	10	20	20	15	10	20	20	15	10	
208	208 ガス製造工場	30	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
209	209 下水道業	09	ວ	50	45	30	30	30	30	30	30	30	30	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、25、20、15とする。

					化学的酸	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	1 (単位	1リットバ	こつきミリ	ゲラム)				
極相	業舗その名の区分		(1)				(2)				(3)			垂
番	大当く回くつは米	5	(ロ)	3	<u> </u>	E	(ロ)	3	<u> </u>	3	(ロ)	3	<u></u>	
210)空瓶卸売業	40	40	30	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法第6条に 規定する施設をいう。)	50	40	30	30	40	40	30	30	40	30	20	20	
212	・ 弁当仕出屋又は弁当製造業	80	70	09	50	70	09	20	40	09	20	40	30	
215	213 飲食店	70	70	09	50	09	09	50	40	50	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、
214	1 宿泊業	70	09	50	50	09	50	40	40	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、
215	215リネンサプライ業	80	09	20	40	70	09	20	40	20	40	30	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除 く。)	70	09	50	40	65	09	20	40	50	40	30	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含 む。)	70	09	09	60	70	09	09	09	70	60	60	60	
219) 自動車整備業	40	30	20	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
220	220 病院	09	50	30	30	50	40	30	30	50	40	30	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、

					化学的	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	量(単位	1リットルト	こつきミリ	ゲラム)				
大型	米権を分を行う		(1)	(1			(2)				(3)			垂
梅	米俚てひ心の公ガ	E	(口)	(\(\' \)	(=)	E	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	(\(\)	(=)	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32条第1項の表に規定する算定方 法により算定した処理人員が501 人以上のものに限る。)	09	20	45	40	45	40	40	40	445	40	40	40	(1) 単独式処理に係るものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、50、60、50、40、50、50、40とする。 40、50、50、50、50、50、40とする。 40、50、50、50、40、50、50、40とする。 40、50、50、50、40、50、50、40とする。 (2) 第2欄に規定する表に定める構造のし尿浄化 槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞお同欄の順序に従い、40、40、40、40、40、30、25、25、25、25、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方32条第1項の表に規定する算定方2 法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	80	80	08	70	0.2	0.2	0.2	09	09	09	09	50	平成18年2月1日以後に設置されるものにあって は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 30、30、30、30、30、30、30、30、30と する。
225	223 し尿処理業(し尿浄化槽に係るも のを除く。)	09	90	50	50	50	50	50	50	40	40	40	40	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は 活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度 にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、50、50、40、40、40、35、35、40、40、40、35、35とする。
224	ごみ処理業	20	40	30	30	40	40	30	30	40	40	30	30	

					化学的	食素要求 1	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	リリットル	こつきミリ	ゲラム)				
整理	が対のをあってお来		(1)	(:			(2)				(3)			班
施 中	米価でひたり	E	(口)	3	<u> </u>	E	(n)	3	<u> </u>	3	(ロ)	3	<u> </u>	
225	廃油処理業	40	40	40	30	30	30	20	20	30	30	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げる ものを除く。)	40	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	50	20	20	40	50	20	20	40	20	20	20	40	
228	228 と 출場	80	70	09	50	09	09	20	40	09	09	50	40	
229	229 中央卸売市場	50	40	30	20	30	30	20	20	30	30	20	20	
230	地方卸売市場	50	40	30	20	40	30	20	20	40	30	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法 施行規則第1条の2各号に掲げる ものをいう。)	50	40	30	30	40	40	30	20	40	30	20	20	
232	232 <u>整理番号2の項から前項までに分</u> 類されないもの	50	40	30	20	50	40	30	20	50	40	30	20	(1)生活排水処理に係るものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、25、40、25とする。 25、60、50、40、25、60、50、40、25とする。 (2)上水道事業、工業用水道事業及び車両洗車に係るものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同構の順序に従い、40、30、20、40、30、20、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、20、40、30、20、40、40、30、20、40、40、40、40、40、40、40、40、40、40、40、40、40

備考 この表において、化学的酸素要求量の項中(1)から(3)まで及び(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

[1] Qc又はQco(特定排出水の量(Qci及びQcjを除く。))に対するC値(Cc又はCco)

(2) Gci (昭和55年7月1日(この日以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それ ぞれ知事が定める日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場 に係る場合にあっては、特定排出水の量(Qcj を除く。)))に対するC値(Cci) (3) Gcj(平成3年7月1日(この日以後、特定施設が追加さかることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施 設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量))に対するC値(Ccj)

(イ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートレ以上500立方メートレ未満であるもの。

(ロ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メール以上5,000立方メール未満であるもの。 (ハ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

			241	窒素含有量(単位	(単位 11)	1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム	(×		
整理	く 立 み さ み ま 米		.)	(1)			(2)	3)		
海中	業性での他の区分	S	(口)	3	<u> </u>	S	(口)	3	<u>=</u>	二 九
2	畜産農業	85	80	75	0.2	0.2	92	09	09	
3	天然ガス鉱業	80	75	70	99	02	99	09	09	
4	非金属鉱業	25	25	25	25	25	25	20	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	09	55	50	45	35	30	25	20	
9	乳製品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
7	. 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	35	30	30	35	30	25	20	
8	8 水産缶詰・瓶詰製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
6	寒天製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
10	10 魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除 く。)	22	20	45	45	50	45	40	35	
12	冷凍水産物製造業	55	50	45	45	30	30	30	30	
13)	55	20	45	45	50	45	40	35	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項 までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品 製造業を含む。)	55	50	45	45	50	45	40	35	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
16	爭菜漬物製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	

(2) 窒素含有量

##				菜	窒素含有量(単位		1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム	(
株子製造業	型	業権シの金の区分	-	(1	(-	(2			
株子製造業 30 25 20 25 20 25 20 25 20 15 20 15 40 40	ile Ile	大百つ四つ	5	(口)	3	<u> </u>	5	(n)	3	1	
したう油・食用アミノ酸製造業 60 55 50 45 40 りまた調味料製造業 30 25 20 20 25 20 15 グレス製造業 30 25 20 20 25 20 15 砂糖精製業 30 25 20 20 25 20 15 ぶとり糖・水本か・異性化糖製造業 30 25 20 20 25 20 15 ボン製造業 30 25 20 20 25 20 15 ボン製造業 30 25 20 20 25 20 15 ボンリ漁業業 30 25 20 20 25 20 15 ボンリ漁業業 30 25 20 25 20 15 15 ボンリ海洋機構業 30 25 20 25 20 15 15 ボンリ海洋機 10 25 20 20 20 20 15 ボンリー・第二教育	1,	7 味そ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
今ま次調味料製造業 30 25 20 25 20 25 20 25 20 15 15 食酢製造業 30 25 20 20 20 25 20 15 15 砂糖精製業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 小麦粉製造業 30 25 20 20 25 20 15 イン製造業 30 25 20 20 25 20 15 イン製造業 30 25 20 20 25 20 15 大工製造業業 30 25 20 20 25 20 15 イン・菓子製造業 8 25 20 25 20 15 15 イン・菓子製造業 8 25 20 25 20 15 15 植物油脂製造業 30 25 20 25 20 15 15 植物油油脂製造業 30 25 20 25 20 15 15 食物和油油油油油油油油油油油油油油油油油油油油油油油油油	13	3しょう油・食用アミノ酸製造業	09	22	50	45	20	45	40	35	
文一ス製造業 30 25 20 20 25 20 15 食酵製造業 30 25 20 20 25 20 15 15 砂糖精製業 30 25 20 20 25 20 15 15 ぶとう権・水あめ・異性化糖製造業 145 130 115 100 25 20 20 20 20 15 小麦粉製造業 30 25 20 20 20 20 20 15 イン・製造業 4年早製造業 30 25 20 20 20 20 15 イン・菓子製造業 20 20 20 20 20 20 15 イン・菓子製造業 20 20 20 20 20 15 イン・菓子製造業 20	15	りうまみ調味料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
食酢製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 砂糖精製業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 小麦粉製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 小麦粉製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 ベン・菓子製造業 30 25 20 20 25 20 15 米菓製造業 30 25 20 25 20 25 20 15 株製造業業 30 25 20 20 25 20 15 植物油脂製造業 30 25 20 25 20 15 植物油脂製造業 30 25 20 25 20 15 食用油脂刺造業 30 25 20 25 20 25 食用油脂製造業 30 25 20 25 20 15 食用油脂製造業 30 25 20 25 20 15 食用油脂製造業 30 25 20 25 20 15 のまり 25 20 25 <th< td=""><td>2(</td><td>)ソース製造業</td><td>30</td><td>25</td><td>20</td><td>20</td><td>25</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td><td></td></th<>	2()ソース製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
砂糖精製業 30 25 20 20 25 20 15 ぶとう糖・水あめ・異性化糖製造業 145 130 115 100 25 20 25 20 15 小麦粉製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 ビスケット類・干菓子製造業 30 25 20 20 25 20 15 ボン・菓型造業 30 25 20 20 25 20 15 ボン・菓型造業 30 25 20 20 25 20 15 植物油脂製造業 30 25 20 25 20 15 動物和脂製造業 30 25 20 20 25 20 15 食用油脂加工業 30 25 20 25 20 15	2	食酢製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
ふどう糖・木あめ・異性化糖製造業 145 130 115 100 25 20 15 小麦粉製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 生菓子製造業 30 25 20 20 20 25 20 15 ビスケット類・干菓子製造業 30 25 20 20 20 25 20 15 ボスケット類・干菓子製造業 整理番号25の項から前項ま 30 25 20 25 20 15 植物油脂製造業 30 25 20 20 20 20 20 15 動物油脂製造業 30 25 20 20 20 20 20 15 動物油脂製造業 30 25 20 20 20 20 15 食用油脂加工業 30 25 20 20 20 15	22	2 砂糖精製業	30	25	20	20	25	20	15	10	
小麦粉製造業 30 25 20 25 20 25 20 15 ベン製造業 30 25 20 20 25 20 15 15 生菓子製造業 30 25 20 20 25 20 15 ビスケット類・工菓子製造業 30 25 20 20 25 20 15 ボウン・菓子製造業(整理番号25の頃から前項ま 30 25 20 25 20 15 15 植物油脂製造業 30 25 20 20 25 20 15 15 食用油脂型造業 30 25 20 25 20 15 15 食用油脂加工業 30 25 20 25 20 15 15	23	3 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	145	130	115	100	25	20	15	10	
仕菓子製造業3025202520252015仕菓子製造業30252020252015ボグラント類・干菓子製造業<30252020252015ボグ・東子製造業<30252020252015植物油脂製造業30252020252015動物油脂製造業30252020252015食用油脂加工業3025202520252015食用油脂加工業3025202520252025	2,	1小麦粉製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
仕菓子製造業 ビスケント類・干菓子製造業(整理番号25の項から前項ま 動物油脂製造業 食用油脂加工業3025202520252015ボン・菓子製造業(整理番号25の項から前項ま 	21	5パン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
どスケット類・干菓子製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 米菓製造業(整理番号25の項から前項までものを除く。) 30 25 20 20 25 20 25 20 15 植物油脂製造業 30 25 20 25 20 25 20 15 食用油脂加工業 30 25 20 25 20 25 20 15 食用油脂加工業 30 25 20 25 20 25 20 15	26	5 生菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
機理番号25の項から前項ま 30 25 20 25 20 15 除く。) 30 25 20 25 20 15 16 30 25 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15	2,	7ビスケット類・干菓子製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
(整理番号25の項から前項ま 30 25 20 20 25 20 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	28	8米菓製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
30 25 20 20 25 20 15 30 25 20 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15	25		30	25	20	20	25	20	15	10	
30 25 20 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15	3()植物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
30 25 20 20 25 20 15	3	動物油脂製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
	33	2 食用油脂加工業	30	25	20	20	25	20	15	10	

			湖	窒素含有量(単位		1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム	(
整理	業権を含めて分		(1)				(2)			垂
森 中	米価・シーロンロル	5	(п)	3	<u> </u>	5	(11)	3	(=	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
34	教類でんぷん製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
35	めん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
37	豆腐・油揚製造業	40	35	30	30	35	30	25	20	
38	あん類製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	40	35	30	30	35	30	25	20	
40	・そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
41	清涼飲料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
42	果実酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
43	ビール製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
44	清酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
47	47 配合飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
48	単体飼料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
49	49 有機質肥料製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	

## 25	İ			787	窒素含有量(単位		1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム	(
生光製造業(開産未精練業を含む。) (イ) (ア) (エ) (ア) (エ) (ア)	黚	業権を発送している。		(1))			(2	(3)		班
30 25 20 20 25 20 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	中	楽価での心の区分	(7)	(D)	(\.)	(=)	7	(口)	(٧)	(Ξ))用 今
次で 。以 。以 が (数位 をもむ (数位 33 25 20 25 20 25 20 15 10 の り も も と も と も と た も と も と も と た も と も と も	2	たばて製造業	30	25	20	20	25	20		10	
の及び 30 25 20 20 25 20 15 10 や色盤 40 35 20 20 25 20 15 10 かり数 40 35 30 25 20 15 10 かか 40 35 30 25 30 25 20 15 10 (染色 40 35 30 25 30 25 20 15 10 (染色 40 35 30 25 30 25 20 15 10 (染色 30 25 20 25 20 15 10 (染色 30 25 20 25 20 15 10 香香 30 25 20 25 20 15 10 高橋 30 25 20 25 20 15 10 高橋 30 25 20 25 20 15 10 高橋 30 25 20 25 20 15 10 30 25 20 25 20 15 10 30 25 20 2	7.	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	25	20	20	25	20		10	
25 20 20 25 20 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	55		30	25	20	20	25	20		10	
世代版 (中華 (中華 (中華 (中華 (中華 (中華 (中華 (中華	ŗĊ	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	30	25	20	20	25	20		10	
6.24 40 35 30 25 30 25 30 25 20 15 20 15 20 25 30 25 30 25 30 25 30 25 30 25 30 25 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	55		30	25	20	20	25	20		10	
染色 30 25 20 20 25 20 15 保色 40 35 30 25 30 25 20 保色 30 25 30 25 20 15 任務 30 25 20 25 20 15 任務 30 25 20 25 20 15 系하も 30 25 20 25 20 15 第30 25 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15	56		40	35	30	25	30	25		15	綿織物捺染工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、100、100、100、100、60、55、50、45とする。
(染色 40 35 30 25 30 25 20 15 40 40 35 25 20 25 20 25 20 15 4 20 25 20 25 20 15 4 20 25 20 25 20 15 4 20 25	9	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色 整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係る もの	30	25	20	20	25	20		10	
染色 30 25 20 20 25 20 15 色整 30 25 20 25 20 15 系态も 30 25 20 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15 30 25 20 25 20 15	.9		40	35	30	25	30	25		15	
6巻も 30 25 20 20 25 20 15 30 15 30 30 35	79		30	25	20	20	25	20		10	
30 25 20 20 25 20 15 30 25 20 20 25 20 15	6;		30	25	20	20	25	20	15	10	
30 25 20 20 15	9	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
	9	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20		10	

業種その他の区分			(1) (1)		k J	(2)			童光
	3	(口)	(\mathcal{E})	$\widehat{\exists}$	9	(口)	(M)	(=)	
繊維工業で上塗90た織物及び防水した織物 製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係る もの	30	25	20	20	25	20	15	10	
繊維工業(整理番号55の頃から前項までに掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
般製材業又は木材チップ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
合板製造業(集成材製造業を含む。)又は パーティクルボード製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
75 木材薬品処理業	30	25	20	20	25	20	15	10	
パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で溶解パルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で未さらレケミグランドパルプ製造工程又は未 さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの (水頃に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 でさらレケミグランドパルブ製造工程(前工程の 未さらレケミグランドパルブ製造工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルブ製造工程(前工 程の未さらしセミケミカルパルブ製造工程(前工 程の未さらしたミケミカルパルブ製造工程を含む)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	

	•		pul I	窒素含有量(単位		1リットルにつきミリグラ	きミリグラム)			
	業種その他の区分			(1)			(2)	<u> </u>		垂 赤
		3	(n)	3	<u> </u>	3	(ロ)	3	=	
~3 2 次 次	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
よれる	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業できらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	_
\$ 5.0	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
シ に増送	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
うじ誓	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするペルプ製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
らいな誰たろえ	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルブ、リファイナーグランドパルブ 又はサーモメカニカルパルプを主原料とする 洋紙製造工程(前工程のグランドパルブ、リ ファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカ ルパルブ製造工程を有するものに限る。)に係 るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
が物で	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの を除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
シボ	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で板紙製造工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
***	89 機械すき和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
ய்ட	90 手寸き和紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	

			Chil	窒素含有量(単位		1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム	()		
整理	業種を含まる。)	(1)			$(\overline{2})$			垂
布	素性での心の方が	E	(口)	(3)	(=)	9	(口)	(<)	(=)	
91	途工紙製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
92	段ボール製造業	25	20	20	20	25	20	15	10	
93	重包装紙袋製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
94	セロファン製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
95	乾式法による繊維板製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
26	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造 業(整理番号76の項から前項までに掲げるもの を除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
101	101 製版業	30	25	20	20	25	20	15	10	
102	102 窒素質・りん酸質肥料製造業	80	75	70	65	0.2	65	09	55	(1)アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、80、75、70、65、70、65、60、55とする。 (2)アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、430、430、430、430、210、210、210、210とする。 (3)尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1600、1600、1600、1600、1200、1200、1200、1200
103	複合肥料製造業	45	45	45	45	45	45	45	45	
104	104 化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	25	25	

#9				cuil	窒素含有量(単位	(単位 10	1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム			
*無性でが担心及び (イ) (ロ) (ハ) (二) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ	整理	2 11 号 17 号 4 サタオ			1)			(2)			
#機働件製造業 機理番号105の項 50 50 50 50 15 15 25 20 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	海 子	楽権その他の区分	3	(口)	3	<u>il</u>	5	(口)	3	<u> </u>	無
電炉工業 無機節科製造業 振機化学工業製品製造業(機理番号105の項 50 50 50 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	105	7	25	20	15	15		20	15	10	
無機衝科製造業 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項 から前項までに掲げるものを除べ。) 石油化学系基礎製品製造業で脂肪核系中間 45 40 35 30 25 20 40 40 45 46 45 46 45 46 45 46 45 46 46 45 46 46 46 46 46 46 46 46 46 46 46 46 46	106		25	20	15	15		20	15	10	
無機化学工業製品製造業(機理番号105の項 50 50 50 50 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	107	無機顏料製造業	80	02	09	20		55		45	黄鉛顔科製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700、700、600、600、600、600とする。
無機化学工業製品製造業(修理番号105の項 50 50 50 40 40 40 40 40 から前項までに掲げるものを除く。) 50 50 50 50 40 40 40 40 40 物連生工程に係るもの 45 46 46 35 30 35 30 25 20 合成染料・有機顔料製造工程に係るもの 45 46 46 35 30 25 20											(1) バナジウム化合物及びモリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。) にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6000、5500、5000、4500、6000、5500、5000、4500とする。
無機化学工業製品製造業(整理番号105の項 から前項までに掲げるものを除く。) 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 物製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・ 45 40 35 30 25 20 合成染料・有機顔料製造工程に係るもの 合成染料・有機顔料製造工程に係るもの											(2)酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、750、750、680、580、750、750、680、580とする。
石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 45 40 35 30 25 20 石油化学系基礎製品製造業で環式中間か・合成染料・有機額料製造工程に係るもの 45 40 35 30 25 20	108		50	50	50	50				40	(3) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150、150、150、150、150、150、150、150
石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 物製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で環式中間が・ 石油化学系基礎製品製造業で環式中間が・ 45 40 35 30 25 20		25の間はまたに付けるものを称え。)									(4)酸化銀製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、200、150、210、210、150とする。
石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 物製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・ 合成染料・有機質料製造工程に係るもの 45 40 35 30 25 20											(5)酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、250、200、150、300、250、200、150とする。
石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 45 40 35 30 35 30 25 20 物製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機額料製造工程に係るもの 45 40 35 30 25 20											(6) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に あっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、 160、160、60、60、60、60とする。
石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・ 合成染料・有機額料製造工程に係るもの 45 40 35 30 25 20	109		45		35	30		30		20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、80、70、60、50、55、50、45、40とする。
	110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・ 合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	45	40	35	30		30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、120、110、 100、60、60、60、60とする。

			PHII	E素含有量	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ットバにつ	きミリグラム			
田江 4準			.)	(1)			(6)			
と ない ない ない はい	業種その他の区分		- ا				7)			一
备万		E	(口)	(3)	(=)	9	(口)	(^>)	$\stackrel{(=)}{=}$	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製 造工程に係るもの	40	35	30	25	30	25	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造 工程に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環 製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環 113式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	45	40	35	30	35	30	25	20	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の 頃から前項までに掲げるものを除く。)	09	55	50	45	30	25	20	15	
115	115 脂肪族系中間物製造業	80	0.2	60	50	35	30	25	20	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150、150、150、150、45、40とする。(2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、510、510、510、510、510、510、510、510、510、510
116	116 メタン誘導品製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	
117	117 発酵工業	40	40	40	30	30	25	20	15	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
119	119 環式中間物・合成染料・有機筋料製造業	20	70	60	50	35	30	25	20	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、180、 180、120、110、100、90とする。
120	120 プラスチック製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、50、45、40とする。

			pul	皇素含有量	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ットントにつ	きミリグラム			
整理	2.10元のカルカ州			(1)			(2)			
梅	業権その他の区分	E	(ロ)	3	(i)	E	(口)	3	<u>:</u>	無 水
121	1 合成ゴム製造業	45	40	35	30	35	30	25	20	塞素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの20にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、45、40とする。
										(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、85、75、65、55、35、30、25、20とする。(2) インシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、420、420、420、420、420、420、420、420、420、420
122	4 機化学工業製品製造業(整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。)	80	70	09	20	35	30	25	20	
										(4)化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にかっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50、40、30、35、30、25、20とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製 3 造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの 4 製造に係るもの	22	20	18	16	20	18	16	14	
125	5 合成繊維製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第 143欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、50、55、 50、45、40とする。
126	126 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	22	50	45	40	30	22	20	15	
127	127 石けん・合成洗剤製造業	22	20	45	40	30	25	20	15	
128	8 界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除 8(。)	22	50	45	40	30	25	20	15	
129	129 塗料製造業	22	50	45	40	30	25	20	15	

			Mail	窒素含有量(単位		1リットレにつきミリグラム)	きミリグラム	()		
整理	業種を含を含め)	(1)		•	(2))		華
海中	米価でくたののとの	5	(ロ)	3	<u> </u>	5	(n)	3	11	
130	130 印刷インキ製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
131	医薬品原薬・製剤製造業	92	65	55	45	40	35	30	25	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用 するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、130、130、115、100、40、35、30、25とする。
132	医薬品製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
133	8 生物学的製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
134	1 生薬・漢方製剤製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
135	動物用医薬品製造業	22	20	18	16	20	18	16	14	
136	136 火薬類製造業	35	30	25	20	30	25	20	15	
137	農薬製造業	35	30	25	20	30	25	20	15	
138	8 合成香料製造業	06	80	70	09	30	25	20	15	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
140	140 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	30	25	30	25	20	15	
142	,ゼラチン・接着剤製造業(にかか製造業を含む。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
143	8 写真感光材料製造業	25	25	25	25	20	20	20	15	
144	天然樹脂製品·木材化学製品製造業	25	25	25	25	15	15	15	15	
145	145/イオン交換樹脂製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	

	業種その他の区分		(1) 憲	窒素含有量(単位 (1)		1リットルにつきミリグラム) (2)	きミリグラム)			垂
中		E	(ロ)	3	<u>[]</u>	9	(口)	3		
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	
147	2. 以 2. 以 3. 以 4. 以 5. 以 5. 以 5. 以 5. 以 5. 以 5. 以 5	30	25	20	20	25	20	15	10	
148 }	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
149	オークス製造業	1000	006	800	002	800	700	009	200	
150	と 出コークス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	30	25	20	20	25	20	15	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	25	20	20	25	20	15	10	
154	154なめしかわ製造業	75	65	22	45	75	65	22	45	
155	毛皮製造業	30	30	30	30	30	30	30	30	
156	156 板ガラス製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
157	板ガラス加工業	30	25	20	20	25	20	15	10	
158	158 ガラス製加工素材製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
159	159 ガラス容器製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
160	160 理化学用・医療用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	30	25	20	20	20	20	15	10	

(イ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ				2年	窒素含有量	有量(単位 10)	1リットレにつぎ	つきミリグラム)	(*		
(イ) (ロ) (ハ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ	型:	・	-	()	(:			(2	(;		
グラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業 30 25 20 20 25 20 15 10 10 25 20 20 25 20 15 10 10 25 20 20 25 20 15 10 10 25 20 20 25 20 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	与	米田でくばん	É	(口)	(3)	=	9	(口)	3	<u> </u>	
4万大機維・同製品製造業(前項に掲げるもの 4万大機維・同製品製造業(前項に掲げるもの 4万大・同製品製造業(機工番号156の項から 4フングリート製品製造業(前2項に掲げるものを除 30 25 20 20 25 20 15 10 ポ項までに掲げるものを除 30 25 20 20 25 20 15 10 無約電極製造業 第0 25 20 20 20 25 20 15 10 第0 25 20 20 20 25 20 15 10 第0 25 25 20 20 15 10	162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	30	25	20	20	25	20			
# ガラス・同製品製造業 (整理番号 156 の項から	163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	25		30	25			
生コンクリート製造業 30 25 20 20 25 20 15 10 ロングリート製品製造業(前2項に掲げるものを除 人。) 30 25 20 20 20 20 25 20 15 10 た人)・製品製造業(前2項に掲げるものを除 な物・上石粉砕等処理業 30 25 20 20 20 20 20 20 20 15 10 が大製造業業 高切による製鉄業 30 25 20 20 20 20 20 15 10 高切によらない製鉄業(前項に掲げるものを除 人。) 25 25 25 25 25 25 25 20 15 10 高何によらない製鉄業(前項に掲げるものを除 人。) 25 <t< td=""><td>164</td><td></td><td>30</td><td>25</td><td>20</td><td></td><td>25</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></t<>	164		30	25	20		25	20			
コングリー・製品製造業(前2項に掲げるものを除) 30 25 20 25 20 25 20 15 10 性人小製品製造業(前2項に掲げるものを除) 30 25 20 20 25 20 25 20 15 10 麻石製造業 30 25 20 20 25 20 15 10 が物・土石粉砕等処理業 30 25 20 25 20 25 20 15 10 カカ薬製造業 30 25 20 25 20 25 20 15 10 カカ薬製造業 30 25 20 25 20 25 20 15 10 高炉によらない製造業 30 25 25 25 25 25 20 15 高炉によらない製造業<(前項に掲げるものを除) 25	165	生コングリート製造業	30	25	20		25	20			
セベント製品製造業(前2項に掲げるものを除 る。) 30 25 20 20 25 20 25 20 25 20 15 10 馬鉛電極製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 25 20 15 10 がか・上石粉砕等処理業 30 25 20 20 20 25 20 25 20 15 10 方力薬製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 10 高炉による製鉄業 30 25 25 25 25 25 25 20 15 高炉による砂砂業業 10項に掲げるものを除 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 20 15 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除 25 25 25 25 25 25 25 25 20 15 高りによったい製鉄業(前項に掲げるものを除 10 25 25 25 25 25 25 20 15 高りによったい製 25 25	166	コンクリート製品製造業	30	25	20	20	25	20			
#台灣極製造業 30 25 20 20 25 20 15 10 20 25 20 15 10 20 25 20 25 20 15 10 20 25 20 25 20 15 10 20 25 20 25 20 15 10 20 25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	167		30	25	20		25	20			
砕石製造業 30 25 20 25 20 25 20 25 20 15 10 5つか薬製造業 30 25 20 20 25 20 25 20 15 10 うか薬製造業 30 25 25 20 25 20 15 10 高炉による製鉄業 35 35 35 35 25 25 25 20 15 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除) 25	168	黒鉛電極製造業	30	25	20		25	20			
鉱物・土石粉砕等処理業 30 25 20 20 25 20 15 10 20 25 20 15 10 20 25 20 15 10 20 25 20 15 10 20 25 20 15 10 20 25 20 15 20 15 20 15 20 15 20 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	169	砕石製造業	30	25	20	20	25	20			
うわ薬製造業 30 25 20 20 25 20 15 10 10 15 10 10 15 2 10 20 25 25 20 15 10 10 15 10 10 15 10 10 15 10 10 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	170	鉱物·土石粉砕等処理業	30	25	20	20	25	20			
高炉による製鉄業 35 35 35 25 20 15 7エロアロイ製造業 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	172	うわ薬製造業	30	25	20	20	25	20			
フェロアロイ製造業 25 25 25 25 25 25 20 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。) 25 25 25 25 25 25 20	173	高炉による製鉄業	35	35	35		30	25			
高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除 25 25 25 25 25 20	175	フェロアロイ製造業	25	25	25		25	25			
	176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	25	25	25		25	25			

			松村	窒素含有量(単位		ットンにつき	1リットレにつきミリグラム)			
整理	業舗マタイの区へ		(1)	((2)	(班
番	楽種での他の区分	3	(口)	3	(=)	E	(口)	3	<u></u>	重 か
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉(単独転炉を含む。) 又 は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに 限る。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、55、60、55、50、45とする。
181	181 冷間ロール成型形鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
182	鋼管製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
183	183 伸鉄業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
184	184 磨棒鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
185	185 引技鋼管製造業	45	45	45	40	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
186	186 伸線業	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
187	ブリキ製造業	35	35	30	25	30	25	20	15	
188	188 亜鉛鉄板製造業	45	45	45	40	30	25	20	15	

			puil	E素含有量	・	ットントにつ	きミリグラム			
内型	(注) (注) の (お) の (お)			(1)			(2)			
番号	来種イの他の区分	3	(口)	3	<u> </u>	S	(口)	3	<u> </u>	重
189	189 めっき鋼管製造業	40	35	30	25	30	25	20	15	
190	190 めっき鉄鋼線製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から 前項までに掲げるものを除く。)	35	35	30	25	30	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
192	鍛鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
193	鍛工品製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
194	鋳鋼製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項 に掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	
196	鋳鉄管製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
197	可鍛鋳鉄製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
198	198 鉄粉製造業	25	25	25	25	25	25	20	15	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	25	25	25	25	25	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、60、55、55、60、55、50、45とする。
200	非鉄金属製造業	70	65	60	22	90	55	20	45	
201	201 電気めつき業	30	30	30	25	30	30	25	20	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに 20 あっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、 120、110、100、120、110、100、90とする。

			PHII	窒素含有量(単位		ットとにつ	1リットルにつきミリグラム)			
整理	おおりの兄の方式		.)	(1)			(2)			班
布		E	(口)	3	(=)	E	(口)	(3)	(=)	
202	202 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	30	25	35	30	25	20	(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、65、60、60、65、60、55、50とする。 (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、90、90、90、90、90とする。
203	3 一般機械器具製造業	35	30	25	20	25	20	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、25、20、15、10とする。
204	4 電子回路製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に5場であるのを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	 (1)民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にかっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、35、30、35、30、25、20とする。 (2)半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、35、30、25、20とする。
206	206 輸送用機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面 処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、30、25、20、20と する。
207	207 精密機械器具製造業	30	25	20	20	25	20	15		時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄10 の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、35、30、25、25、25、20とする。
308	208 ガス製造工場	30	25	20	20	25	20	15	10	

			Phil	窒素含有量(単位		ットンドこう	1リットルにつきミリグラム)			
整理	*************************************		3)	(1)			(2)			華
番	未催ての心のムガ	5	(口)	(>)	(1)	E	(ロ)	3	(=)	
209	209 下水道業	40	35	30	255	40	30	20	10	(1)標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15、10、10、20、15、10、10とする。 (2)高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、55、50、45、60、55、50、45とする。
210	210 空瓶卸売業	35	30	25	25	30	25	20	15	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
212	212 弁当仕出屋又は弁当製造業	35	30	25	25	30	25	20	15	
213	213飲食店	09	22	20	45	45	40	35	30	
214	宿泊業	09	55	20	45	45	40	35	30	
215	215リネンサプライ業	35	30	25	25	30	25	20	15	
216	216 洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
219	自動車整備業	35	30	25	25	30	25	20	15	
220	220病院	90	55	50	45	45	40	35	30	

 整理 業種その他の区分 (イ) (ロ) (ハ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ				\$tul	窒素含有量(単位		1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム			
(イ) (ロ) (ハ) (二) (ハ) (ロ) (ル) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ	整理	次 区 马 人 马 子 马 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子)	1)			(2	(華
URPや化槽(建築基準法施行令第22条第1項 人員が501人以上のものに限る。) 60 55 50 45 40 35 人員が501人以上のものに限る。) 55 50 45 40 35 大員が501人以上上の0人以下のものに限る。) 55 50 45 40 方象人員が201人以上500人以下のものに限る。) 35 30 25 30 25 交換人員が201人以上500人以下のものに限。 35 30 25 30 25 定業院業権の理業(し保浄化槽に係るものを除く。) 60 55 50 45 40 35 定業院業権の理業(前項に掲げるものを除 50 45 40 45 40 大。) 25 30 25 30 25 と香場 60 50 40 30 30 25 地方削売時場 35 30 25 30 25 25 30 25 30 25 26場 40 40 40 40 26場 40 40 40 25 26場 30 25 30 25 25 30 25 30 25 26 30 25 30 25 27 30 25 30 25 26 30 25 30 <td>番号</td> <td>素性でひ把のムガ</td> <td>(7)</td> <td>(口)</td> <td>(>)</td> <td>(=)</td> <td>E</td> <td>(ロ)</td> <td>(>)</td> <td>(=)</td> <td></td>	番号	素性でひ把のムガ	(7)	(口)	(>)	(=)	E	(ロ)	(>)	(=)	
し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項 60 55 50 45 50 45 かまた見がする算で方法により算定した処理 なり、し尿処理業 にみ処理業 80 55 50 45 40 45 ごみ処理業 (本) 35 30 25 25 30 25 医業廃棄物処理業 (本) 35 30 25 25 30 25 と畜場 60 50 40 40 40 40 中央前売市場 35 30 25 25 30 25 中央前売市場 30 30 25 30 25 地方前売市場 30 25 30 25 30 25 30 25 40 40 40 40 40 40 30 30 25 30 25 30 25 30 25 40 40 30 30 25 40 40 30 30 25 40 40 40 30 25 40 40 40 30 25 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項 の表に規定する算定方法により算定した処理 人員が501人以上のものに限る。)	09	55	50	45	40	35	30	25	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、25、20、20、25、20、15とする。
L尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) 60 55 50 45 40 35 ごみ処理業 35 30 25 25 30 25 廃油処理業(前項に掲げるものを除 50 45 40 40 45 40 本業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除 50 45 40 40 45 40 大心勝音取扱業 35 30 25 25 30 25 と音場 60 50 40 30 30 25 地方卸売市場 35 36 25 30 25	222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	09	55	50	45	50	45	40	35	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、35、30、25、35、20とする。
ごみ処理業 35 36 25 25 30 25 廃油処理業 35 36 45 40 45 35 25 廃油処理業 50 45 40 45 40 40 40 ぐ。) 死亡联畜取扱業 35 36 25 25 30 25 25 と香場 60 50 40 30 30 25 25 25 地方卸売市場 35 36 25 25 30 25 25 地方卸売市場 35 36 25 30 25 25	223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	55	50	45	40	35	30	25	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、45、40、35、30、25、20、15とする。
廃油処理業 35 30 25 25 30 25 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除 く。) 50 45 40 45 40 45 40 水亡獣畜取扱業 35 30 25 25 30 25 と音場 60 50 40 30 30 25 中央卸売市場 35 30 25 30 25 地方卸売市場 35 30 25 30 25	224	ごみ処理業	35	30	25	25	30	25	20	15	
産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除 く。) 50 45 40 40 45 40 た。) 35 30 25 25 30 25 水工鉄畜取扱業 60 50 40 30 25 と畜場 60 50 40 30 25 中央卸売市場 35 36 25 30 25 地方卸売市場 35 25 25 30 25	225	廃油処理業	35	30	25	25	30	25	20	15	
** 35 30 25 25 30 25 60 50 40 30 30 25 35 36 25 25 30 25 35 30 25 25 30 25	226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除 く。)	50	45	40	40	45	40	35	30	
60 50 40 30 35 35 30 25 25 30 35 30 25 25 30	227	死亡獣畜取扱業	35	30	25	25	30	25	20	15	
35 30 25 25 30 25 35 30 25 30 25	228	7- 東郷	09	50	40	30	30	25	20	15	
35 30 25 30 25	229	中央卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	
	230	地方卸売市場	35	30	25	25	30	25	20	15	

号外

			海	窒素含有量	(単位 1)	(単位 1リットルにつきミリグラム)	きミリグラム	(
整理	2 过 3 金 3 々 貫 業		()	()			(2)			
奉	来性での他の凶ガ	E	(口)	(<)	(i)	E	(口)	(3)	<u> </u>	a
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	35	30	25	25	30	25	20	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないも の	09	20	40	30	09	50	40	30	

この表において、窒素の項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。 備粘

(1) Qn又はQno(特定排出水の量(Qniを除く。))に対するC値(Cn又はCno)

(2) Qni(平成14年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施 設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量))に対するC値(Cni)

(イ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートレ以上500立方メートル未満であるもの。

(ハ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。 (ロ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ニ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。

(3)	(3)%ん含有量	5 付 里									
				2	りん含有量(単位		ルレにつき	1リットレにつきミリグラム)			
翻	整理	業権をの対象を		(1)	((2)			垂水
梅	啦	米1年 こく 一位く たり	5	(口)	3	<u>[]</u>	5	(ロ)	3	<u>[]</u>	
	2	畜産農業	10	9.5	6	8.5	6	8.5	8	8	
	80	天然ガス鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
	4 3	非金属鉱業	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5	2	
	TC THE	部分内・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	16	14	12	10	8	2	9	5	
	9	乳製品製造業	16	14	12	10	8	2	9	5	
	7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	16	14	12	10	8.5	7.5	6.5	5.5	
	8	水産缶詰·瓶詰製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
	9	寒天製造業	7.5	7	6.5	9	5.5	5	4.5	4	
	10人	魚肉ハム・ソーセージ製造業	9	9	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
	11 2	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除 く。)	12	11	10	6	8	7	9	5	
	12 }	12 冷凍水産物製造業	6	8	7	9	8	7	9	2	
	13 }	13 冷凍水産食品製造業	6	8	7	9	8	7	9	2	
	7. Jo #k	水産食料品製造業(整理番号8の頃から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	12	11	10	6	∞	7	9	വ	
	15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	12	11	10	6	5.5	5	4.5	4	

- 107 **-**

			a	りん含有量(単位	(単位 1リッ	1リットルにつきミリグラム)	ミリグラム)			
整理	*************************************		(1)			•	(2)			垂
ф —		5	(口)	3	<u> []</u>	5	(口)	3	<u> </u>	
16	16 野菜漬物製造業	6.5	9	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
17	17 味そ製造業	6.5	9	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	6	8.5	∞	8	8.5	7.5	6.5	5.5	
19	19 うまみ調味料製造業	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	ıc	4.5	
20	20 ソース製造業	7.5	2	6.5	9	5.5	5	4.5	4	
21	食酢製造業	6.5	9	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
22	22 砂糖精製業	4	4	4	4	4	4	4	4	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	7.5	2	6.5	9	5.5	2	4.5	4	
24	小麦粉製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
25	パン製造業	6.5	9	5.5	5	5.5	5	4.5	4	
26	26 生菓子製造業	7.5	2	6.5	9	6.5	9	5.5	5	
27	ビスケット類・干菓子製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
28	28 米英製造業	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	6.5	9	5.5	C	5.5	5	4.5	4	
30	30 植物油脂製造業	7.5	2	6.5	9	5.5	5	4.5	4	米糠を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、16、16、16、14、5.5、5、4.5、4とする。

-			G .	9ん含有量(単位		1リットレにつきミリグラム)	ミリグラム)			
	業種その他の区分		(1)				(2)			垂桃
		5	(口)	3	<u> </u>	9	(口)	3	<u>[]</u>	
31重	動物油脂製造業	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4	
32 €	食用油脂加工業	4	4	4	4	4	4	4	4	
33 %	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	5.5	5.5	5.5	5	5.5	2	4.5	4	
34 秦	穀類でんぷん製造業	6	8	7	9	8	7	9	5	
35 🕅	めん類製造業	7.5	2	6.5	9	5.5	5	4.5	4	
37 国	豆腐·油揚製造業	7.5	2	6.5	9	5.5	5	4.5	4	
38	あん類製造業	6	8	2	9	8	2	9	5	
7%	39 冷凍調理食品製造業	6	8.5	8	8	8.5	7.5	6.5	5.5	
40 %	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	6.5	9	5.5	5	5.5	2	4.5	4	
41 滑	清凉飲料製造業	7.5	7.5	7	6.5	3.5	3	2.5	2	
42 暑	果実酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
43 E	ビール製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
44 滑	清酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
45 渎	蒸留酒・混成酒製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
46 1	インスタントコーヒー製造業	4	3.5	3	3	3.5	3	2.5	2	
恒	47 配合飼料製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	

64 機維工業で不織布製造工程に係るもの 5.5 5 4.5 4.5 4.5 6.6 機維工業で不織布製造工程に係るもの 3 3 3 3 3 3 3 6 6 機維工業でフェルト製造工程に係るもの 3 4.5 4.5 4.5 4.5 4.5 6 6 製造工程に係るもの 3 3 3 3 3 3 3 3 6 6 もの	4 8 4 6 7 6 7 6 7 6 7 7 6 7	3.5 3.5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
77 ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 3 2.5 2 2.5 2.5	2 7	1.5	

			<i>≥</i> ′	りん含有量(単位		ルルにつき	1リットルにつきミリグラム)			
	業種を含めて分	•	(1)	((2)	(;		
	X H COLEON BY	5	(口)	3	<u>[]</u>	5	(ロ)	3	<u> </u>	
~ ~ ~ ~	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 でグランドパルブ製造工程、リファイナーグランドパルブ製造工程又はサーモメカニカルパル プ製造工程区に移して	n	2.5	2	2	2.5	2	1.5		1
" O u. /"	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらレケミグランドパルブ製造工程又は未さらしたミグランドパルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5		1
7 O # N III N	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の末さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。まの末さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	n	2.5	6	2	2.5	2	1.5		1
7 17 /2	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらレクラフトパルブ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	က	2.5	7	2	2.5	2	1.5		1
2 O 0 L	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5		1
3 K) L1	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で占紙を原料とするパルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5		1
7 07 0	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5		1
? (V) ~	パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で木材又は古紙以外のものを原料とするパル ブ製造工程に係るもの		2.5	2	73	2.5	73	1.5		1

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) (1) (2) (2) (2) (2) (4) **		2.5 2 2.5 1.5 1	2.5 2 2.5 1.5 1	2.5 2 2.5 1	2.5 2 2.5 2 1.5 1	2.5 2 2.5 2 1.5 1	2.5 2 2.5 2 1.5 1	2.5 2 2.5 2 2.5 1.5 1	2.5 2 2.5 2 1.5 1	2.5 2 2.5 2 2.5 1.5 1	2.5 2 2.5 2 2.5 2 2.5 2 2.5 2 2.5 2 2 2.5 2 2.5 2 2.5 2 2.5 2 2.5 2 2.5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2.5 2 2.5 2 1.5 1	2
	(<u> </u>	67	61	2	2 2.	.2 2.	.2 2.	.2 2.	.2 2.	.2 2.	.2 2.	.2 2.	2 2 2.
9ん含有 (1)	(\(\sigma\) (\(\pi\)	ω Ω π	3.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5	3 2.5
米部グラぞのアウ		パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 でグランドパルブ、リファイナーグランドパルプ 又はサーモメカニカルパルプを主原料とする 洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リ ファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカ ルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係 るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの を除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で板紙製造工程に係るもの	機械すき和紙製造業	手寸き和紙製造業	途工紙製造業	段ボール製造業	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	乾式法による繊維板製造業	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業、整理番号76の項から前項までに掲げるもの
整理	海	98	. 28	88	89	06	91	. 92	93	94	92	96	パルプ製 87 業 (整理)

			7	りん含有量(単位		かいにつき	1リットレにつきミリグラム)			
整押	発をあるとはません。		(1)	((2)	(并
番号	楽価での他の区分	5	(口)	3	<u> </u>	Z	(口)	3	(1)	· 一
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するもの を含む。)	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
101	製版業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
103	複合肥料製造業	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	26.5	
104	104 化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	3	3	3	3	3	3	3	
105	105 ソーダ工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
106	106 電炉工業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
107	107 無機額料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項 から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	2.5	2	1.5	1	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、9、8、7、6、8、7、6、5とする。
109	109 物製造工程に係るもの	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・ 110 合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製 造工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造 工程に係るもの	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	

			2	ん含有量	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	かいにつき	(メラグラム)			
整理			(1)				(2)			
番 七	楽種 <i>个</i> の他の区分	E	(口)	3	<u> </u>	E	(口)	3	<u> </u>	無
11.	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環113 式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	3.5	33	2.5	2	c	2.5	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するも 1.5 のにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、 8、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
:::	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の 114 頃から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	3.5	3.5	3.5	3	2.5	2	1.5	
17	115 脂肪族系中間物製造業	5	4.5	4	3.5	3.5	3	2.5	2	9ん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、8.5、7.5、6.5、8、7、6、5とする。
1	116 メタン誘導品製造業	3.5	3	2.5	2	က	2.5	2	1.5	
1	117 発酵工業	4	4	4	3.5	က	2.5	2	1.5	
11.	118 コールタール製品製造業	3	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
11	119 環式中間物・合成染料・有機額料製造業	S	4.5	4	3.5	S	2.5	2	1.5	9ん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、24、22、20、18、8、7、6、5とする。
15	120プラスチック製造業	3.5	3	2.5	2	33	2.5	2	1.5	
15	121 合成ゴム製造業	3.5	3	2.5	2	3	2.5	2	1.5	
15	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。)	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれでれ間欄の順序に従い、60、50、40、30、3、2.5、2、1.5とする。
15	123 レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
15	124 製造に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	

整理 番号 126 脂肪酸・硬化油・ 127 石けん・合成洗済 129 塗料製造業 130 印刷インキ製造業 131 医薬品原薬・製剤	業種その他の区分 合成繊維製造業 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業				//	0/1/1/0	19ットバーンミュックイム)			
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	#製造業 硬化油・グリセリン製造業		(1)				(2)			垂桃
25 合成繊維 26 脂肪酸・6 27 石けん・6 128 界面活性 129 塗料製造 130 印刷イン: 131 医薬品原	±製造業 硬化油・グリセリン製造業	9	(口)	3	<u> </u>	5	(口)	3	<u> </u>	
26 脂肪酸・ 37 石けん・ 28 久。) (29 塗料製造 130 印刷イン・ 131 医薬品原 132 医薬品象	硬化油・グリセリン製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
27 石けん・6 28 7 石けん・6 (29 塗料製造 (30 印刷イン: 131 医薬品原		3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
28 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	127 石けん・合成洗剤製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
29 塗料製造30 印刷イン:131 医薬品原132 医薬品敷	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除 く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
330 印刷イン: 131 医薬品原 132 医薬品 133 133 133 134 135	^五	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
31 医薬品原 (32 医薬品糖	キ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
132 医薬品製	131 医薬品原薬・製剤製造業	9	5.5	ſĊ	4.5	ις	4.5	4	3.5	医薬品原薬製造工程(9ん又はその化合物を原料として使用5寸るものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、7.5、7、6.5、5、4.5、4、3.5とする。
	医薬品製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
133 生物学的	133 生物学的製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
134 生薬・漢フ	生薬・漢方製剤製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
135 動物用医	動物用医薬品製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
136 火薬類製造業	製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
137 農薬製造業	5業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
138 合成香料製造業	4製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
.39香料製造	139 香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	П	

			6	りん含有量(単位		トルにつき	1リットルにつきミリグラム)			
大型	業種その他の区分	•	(1)			-	(2)			種
中		9	(口)	3	(=)	3	(口)	()	$\stackrel{(=)}{=}$	
140	140 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	3.5	ಣ	2.5	7	2.5	2	1.5	1	
143	写真感光材料製造業	3.5	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
144	144 天然樹脂製品·木材化学製品製造業	3	3	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
145	145 イオン交換樹脂製造業	က	လ	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	3.5	8	2.5	2	2.5	2	1.5	1	
147	石油精製業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
148	148 潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
149	コークス製造業	က	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
150	石油コークス製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程 に係るもの	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
153	153ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
154	154なめしかわ製造業	14.5	13	11.5	10	14.5	13	11.5	10	

			9	りん含有量(単位		1リットルにつきミリグラム)	ミリグラム)			
整田	業種かの他の区分		(1)				(2)			垂
ulo	スコンヨン・ボメ	E	(ロ)	3	<u> </u>	5	(ロ)	3	<u> </u>	
155	毛皮製造業	3	3	3	3	က	3	3	3	
156	板ガラス製造業	က	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
157	板ガラス加工業	က	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
58	158 ガラス製加工素材製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
59	159 ガラス容器製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
09	160 理化学用・医療用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
62	162 ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	3	2.5	2	23	2.5	2	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるもの を除く。)	8	2.5	2	27	2.5	2	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から 前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	87	2.5	2	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
69	169 砕石製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
			1			1		1	1	

#型 業種その他の区分 (イ) (ロ) (ハ) (二) (イ) (172 うわ薬製造業 3 2.5 2 2 2 2 172 うわ薬製造業 3 2.5 2 2 2 2 173 方本薬製造業 3 2.5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		,		Ú	りん含有量(単位	(単位 1リッ	1リットルにつきミリグラム)	ミリグラム)			
(イ) (ロ) (ハ) (三) (本) (元) (があると	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		(1				(2)			垂
並動・土石粉砕等処理業	世代		5	(口)	3	<u> </u>	3	(口)	3		
5か素製造業 3 2.5 2 高炉による製鉄業 3 2.5 2 万エロアロイ製造業 3 2.5 2 点のによらない製鉄業(前項に掲げるものを除るした。) 3 2.5 2 機関圧延業(整理番号182の項及び同183の項 3 2.5 2 時間に延業(整理番号182の項及び同183の項 3 2.5 2 時間に延業(整理番号182の項及び同183の項 3 2.5 2 常間ロール成型形鋼製造業 3 2.5 2 角体鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自株 ※ 3 2.5 2 自株 ※ 3 2.5 2 自株 ※ 3 2.5 2	汾砕等処理業		3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
高炉による製鉄業 3 2.5 2 フェロアロイ製造業 3 2.5 2 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除るし。) 又は電気が(単独電気炉を含む。)によるものに環境のである。)によるものに環境であるのを除る。)におけるものを除る。)におけるものを除る。) 3 2.5 2 衛間圧延業(整理番号182の項及び同183の項目のでは電荷を含む。)におけるものを除る。) 3 2.5 2 衛間正延業(整理番号182の項及び同183の項目のではできたるのを除る。) 3 2.5 2 衛間口した成型形鋼製造業 3 2.5 2 自株鋼製造業 3 2.5 2 自株額業業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2	3jk		က	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
フェロアロイ製造業 3 2.5 2 高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除る。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに関係る。)によるものに関係る。)によるものに関係である。以よるものに関係である。以よるものに関係である。以よりを除く。) 3 2.5 2 (中間圧延業(整理番号182の項及び同183の項別等型造業(は関係を含む。)によるものに関係を含む。」とよるは、。) 3 2.5 2 (中間圧延業(整理番号182の項及び同183の項別の項別を決定を定める。) 3 2.5 2 (中鉄業 音棒鋼製造業 3 2.5 2 自技鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自株線業 3 2.5 2	製鉄業		8	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
(a) 3 2.5 2 (a) 3 2.5 2 (b) 3 2.5 2 (c) 3 2.5 2 (c) 3 2.5 2 (c) 3 2.5 2 (c) 4 3 2.5 2 (d) 4 4 4 4 4 4	製造業		3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
製鋼・製鋼圧延業 (転が(単独転炉を含む。)又 3 2.5 2 2 は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに 3 2.5 2 2 2 2 2 3 3 2.5 3 3 2.5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ごい製鉄業(前5	頃に掲げるものを除	က	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 3 2.5 2 に掲げるものを除く。) 3 2.5 2 常間正延業(整理番号182の項及び同183の項 3 2.5 2 衛間ロール成型形鋼製造業 3 2.5 2 神鉄業 3 2.5 2 自枝鋼管製造業 3 2.5 2 自株鋼管製造業 3 2.5 2 自線業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2	五延業 (転炉(単 単独電気炉を含	(独転炉を含む。) 又 でか。)によるものに	က	2.5	2		2.5	Ø	1.5	П	
冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 3 2.5 2 た掲げるものを除く。) 3 2.5 2 衛管製造業 3 2.5 2 伸鉄業 3 2.5 2 引抜鋼管製造業 3 2.5 2 自体線業 3 2.5 2 伸線業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2	(整理番号1826 9を除く。)	の項及び同183の項	3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
冷間ロール成型形鋼製造業 3 2.5 2 鋼管製造業 3 2.5 2 申鉄業 3 2.5 2 引技鋼管製造業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2	(整理番号1826 9を除く。)	の項及び同183の項	3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
鋼管製造業 3 2.5 2 申餘業 3 2.5 2 唐棒鋼製造業 3 2.5 2 引拔鋼管製造業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2	成型形鋼製造	桊	3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
伸鉄業 3 2.5 2 磨棒鋼製造業 3 2.5 2 引技鋼管製造業 3 2.5 2 伸線業 3 2.5 2			3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
磨棒鋼製造業 3 2.5 2 引抜鋼管製造業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2			3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
引技鋼管製造業 3 2.5 2 申線業 3 2.5 2	業		3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
山 線業 3 2.5 2	造業		3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
			3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	
187 ブリキ製造業 3 2.5 2 2	郊		3	2.5	2		2.5	2	1.5	1	

			9	りん含有量(単位		1リットレにつきミリグラム)	ミリグラム)			
	業権をの名の区分		(1)				(2)			垂桃
中		9	(口)	3	<u> </u>	3	(口)	3	<u>[]</u>	
188	3 亜鉛鉄板製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
189	189 めっき鋼管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
190	190 めっき鉄鋼線製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から 前項までに掲げるものを除く。)	က	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
192	192 鍛鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
193	193 緞工品製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
194	194 鋳鋼製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項 に掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
196	196 铸鉄管製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
861	198 鉄粉製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
661	 数鋼業 (整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
200	200 非鉄金属製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
201	201 電気めつき業	4	4	3.5	3	3.5	3	2.5	2	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに あっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、6、 5、4、4.5、4、3.5、3とする。

			0	りん含有量(単位		1リットルにつきミリグラム)	ミリグラム)			
整理	シュータ を が が が が が が が が が が が が が		(1)				(2)	(垂
番号		E	(ロ)	(>)	(=)	5	(口)	(3)	(=)	
202	202 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	.: :3	ro	4.5	4	3.5	က	2.5	23	(1) 溶融めっき工程(9ん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8.7、6.5.4.5、4、3.5、3とする。(2)アルマイト加工工程(9ん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、9.5、9、8.5、8、8.5、7.5、6.5、5.5とする。
203	3一般機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
204	4 電子回路製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に 205 掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又 は情報通信機械器具製造業	3	2.5	2	2	2.5	2	1.5	1	民生用電気機械器具製造工程(9ん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、7、7、6.5、6、6.5、5.4.5、3.5とする。
206	206 輸送用機械器具製造業	4	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	自動車・同付属品製造工程(0ん又はその化合物による表面 処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、5.5、5、4.5、4、4.5、4、3.5、3と する。
207	7 精密機械器具製造業	3.5	3.5	3	2.5	3	2.5	2	1.5	
208	208 ガス製造工場	3.5	3.5	3	2.5	3.5	3	2.5	2	

整理 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) </th <th></th> <th></th> <th></th> <th>2</th> <th>りん含有量(単位</th> <th></th> <th>ルルにつき</th> <th>1リットルにつきミリグラム)</th> <th></th> <th></th> <th></th>				2	りん含有量(単位		ルルにつき	1リットルにつきミリグラム)			
本地でしたのからのカイン (イ) (ロ) (イ) (ロ) (イ) (ロ) (イ) (ロ)	型	おおっている。		(1	((2)	()		
下水道業 空飯削売業 政をいう。)。 対象という。)。 対象は 対象をは 対象をは 対象をは 対象をは が象店 が象店 が象店 が象店 が象店 が象店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数を店 が数店 が数をという。) が数を店 が数を店 が数を店 が数をという。) が数を店 が数をという。) が数を店 が数をという。) が数を店 が数をで が数をという。) が数をといる。 が数をといる。 が数をといる。 が数をといる。 が数をといる。 が数をで が数をで が数ををといる。 のが、少サブライ業 が数ををとい。 が数ををとい。 が数ををとい。 が数ををとい。 が数ををとい。 が数をで が数ををとい。 が数ををとい。 のが、一 が数ををとい。 のが、一 がするをとい。 のが、一 がするをとい。 のが のが を、 のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	平	楽俚での他の区分	E	(口)	(\(\)	<u>:</u>	E	(n)	3	<u>-</u>	
空瓶卸売業 5 4.5 4 4.5 4 3.5 共同調理場(学校給食法第6条に規定する施 の食むりう。) 10 9 8 7 4.5 4 3.5 新登しりう。) 8 7 4.5 4 4.5 4 3.5 新食店 8 7 6 5 6 5 4 4 前消業 9 8 7 4 4.5 4 3.5 有消薬 9 8 7 6 5 6 5.5 5 野港業(前項に掲げるものを除ん。) 6.5 6 5.5 6 5.5 5 6 5.5 5 自動車整備業 5 4.5 4 4.5 4 4.5 4 3.5 病院 5 4.5 4 4.5 4 3.5	209	下水道業	4	3.57			4				
共同調理場 (学校給食法第6条に規定する施 弁当仕出屋又は弁当製造業 10 9 8 7 4.5 4 3.5 宿治業 自動車整備業 5 4.5 4 4 4.5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	210	空瓶朗売業	0	4.5	4	4	4.5		3.5	3	
弁当仕出屋又は弁当製造業 10 9 8 7 4.5 4 3.5 飲食店 8 7 6 5 5 4.5 4 4 4.5 4 育売業 10 9 8 7 6 5 5 4 8 3.5 4 4 4.5 4 3.5 5 5 6 5 5 6 5.5 5 <td>211</td> <td>共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)</td> <td>5</td> <td>4.5</td> <td></td> <td></td> <td>4.5</td> <td></td> <td>3.5</td> <td>ю</td> <td></td>	211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	5	4.5			4.5		3.5	ю	
飲食店 宿泊業 同泊業 (市項に掲げるものを除く。) 6.5 6 5.5 5 6 5.5 5 6 5.5 5 6 5.5 5 6 5.5 5 6 5.5 5 6 5.5 5 6 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 5.5 5 6 6 6 6	212	弁当仕出屋又は弁当製造業	10		8		4.5		3.5	8	
(音角業) (2 日本) (2 日本) (3 日本) (4 日本)	213	飲食店	∞	7	9		5			3.5	
リネンサブライ業 8 7 6 5 6 5 6 5 6 5 5 6 5 5 6 5 5 6 5	214	宿泊業	rc	4.5			4.5		3.5	8	
業(前項に掲げるものを除く。) 6.5 6.5 6.5 6 5.5 6 5.5 5 業(写真現像・焼付業を含む。) 5 4.5 4 4 4.5 4 3.5 車整備業 5 4.5 4 4.5 4 3.5	215	リネンサプライ業	∞	7	9		9	.5		4.5	
業(写真現像・焼付業を含む。) 5 4.5 4 4.5 4 4.5 4 3.5 車整備業 5 4.5 4 4.5 4 3.5 5 4.5 4 4.5 4 3.5	216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6.5				9			4.5	
車整備業 5 4.5 4 4.5 4 4.5 4 3.5 5 4.5 4 4.5 4 3.5	218		rc	4.5	4		4.5			8	
5 4.5 4 4 4.5 4 3.5	219		5	4.5		4	4.5			3	
	220	病院		4.5		4	4.5		3.5		

			2	ん含有量	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	かいにつき	(メラグラム)			
内型	2月9597世代		(1)	((2)	(
番号	業種での他の区分	E	(口)	3	11	Z	(口)	3	(=)	軍
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項 の表に規定する算定方法により算定した処理 人員が501人以上のものに限る。)	∞	L	9	ī	4	3.5	c	2,5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度に尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2.5、2、1.5とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項 の表に規定する算定方法により算定した処理 対象人員が201人以上500人以下のものに限 る。)	∞	2	9	Ω	ט	4.5	4	3.5	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3.5、3、2.5、2、3.5、2とする。
223	223 し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	8	2	9	ī	4	3.5	က	2.5	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3.5、3、2.5、3、2.5、2、1.5とする。
224	ごみ処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
225	廃油処理業	5	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除 く。)	5.5	5	4.5	4	4.5	4	3.5	3	
227	死亡獸畜取极業	2	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
228	と音場	10	6	8	7	4.5	4	3.5	3	
229	中央卸売市場	2	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
230	230 地方卸売市場	2	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	

			Q	ん含有量(単位 10%	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	ミリグラム)			
整理	とは、からなり、		(1	((2)	(,		
梅	未催ての心のとガ	E	(口)	(\(\)	(=)	E	(口)	(3)	<u>=</u>	企
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1 231 条の2各号に掲げるものをいう。)	īC	4.5	4	4	4.5	4	3.5	3	
232	232 整理番号2の項から前項までに分類されないもの	8	2	9	5	8	2	9	5	

備考 この表において、りんの項中(1)及び(2)並びに(イ)から(ニ)までの区分は、次のとおりとする。

(1)Qp又はQpo(特定排出水の量(Qpiを除く。))に対するC値(Cp又はCpo)

(2) Qpi(平成14 年10月1日(この日以後、特定施設が追加されることにより新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場については、それぞれ知事が定める日)以後特定施設 の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量))に対するC値(Cpi)

(イ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満であるもの。

(ロ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上5,000立方メートル未満であるもの。

(ハ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が5,000立方メートル以上100,000立方メートル未満であるもの。

(ニ)指定地域内事業場であって、1日当たりの平均的な排出水の量が100,000立方メートル以上であるもの。